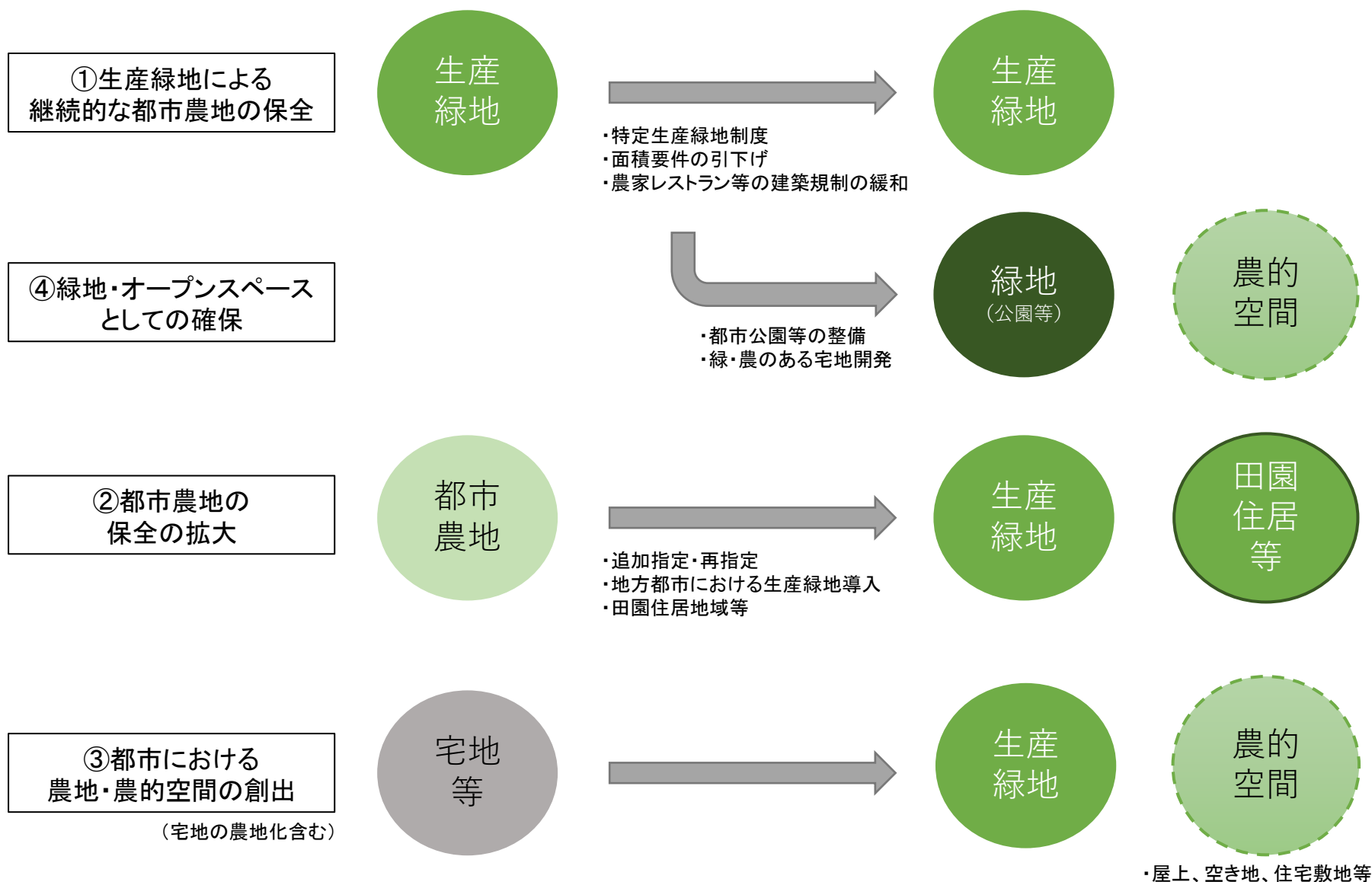


都市と緑・農が共生するまちづくり ～都市農地関連制度の現状等とこれからの都市農地～

国土交通省 都市局
都市計画課 守谷 修
令和6年7月30日

1. 都市農地の確保と活用について



- ①生産緑地による継続的な都市農地の保全
(生産緑地となっている都市農地を「生産緑地のまま」保全する)

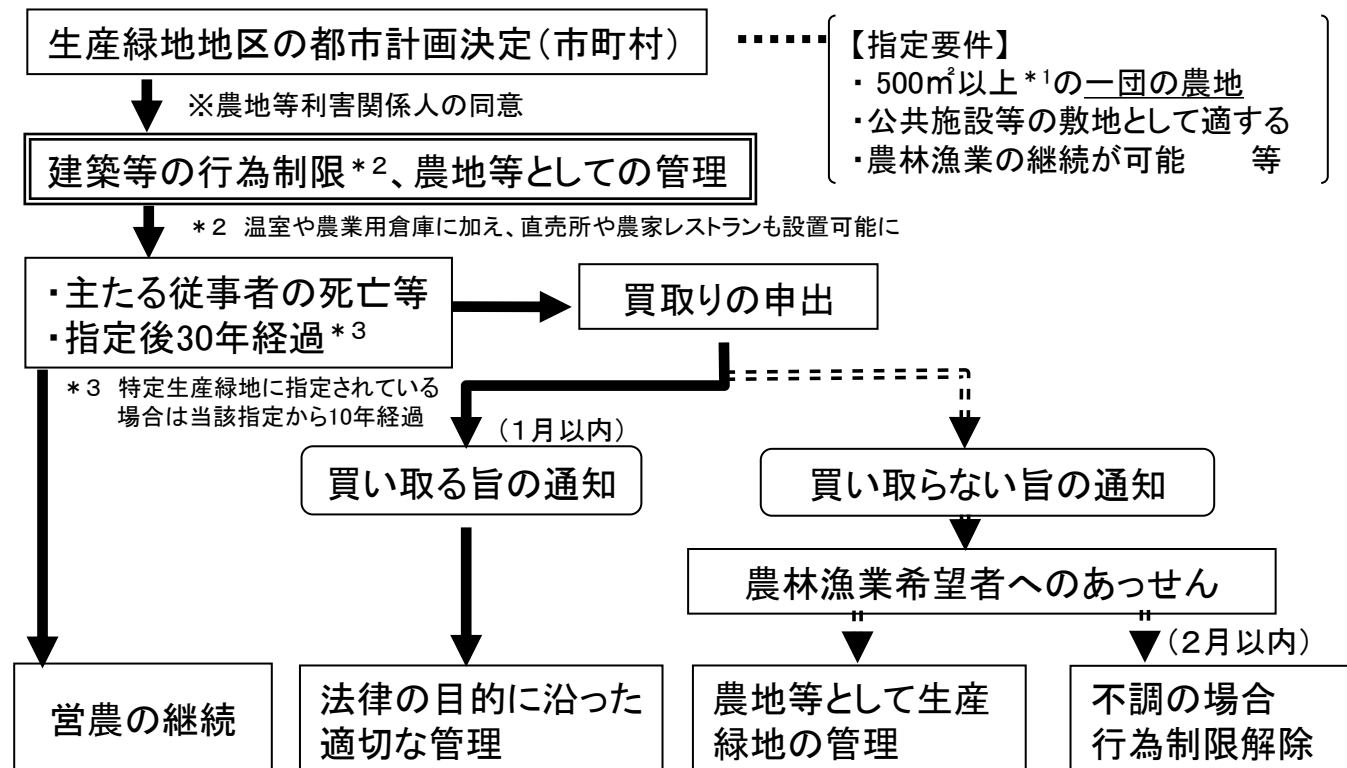
生産緑地制度の概要

○市街化区域内の農地で、良好な生活環境の確保に効用があり、公共施設等の敷地として適している500㎡以上*¹の農地を都市計画に定め、建築行為等を許可制により規制し、都市農地の計画的な保全を図る。

○市街化区域農地は宅地並み課税がされるのに対し、生産緑地は軽減措置が講じられている。

*¹ 市区町村が条例を定めれば、面積要件を300㎡まで引き下げることが可能。

< 手続の流れ >



< 実績 >

55,198地区、11,171ha
(R5. 12. 31現在)

< 生産緑地地区の例 >



< 税制措置 > 括弧書きは、三大都市圏特定市の市街化区域農地の税制

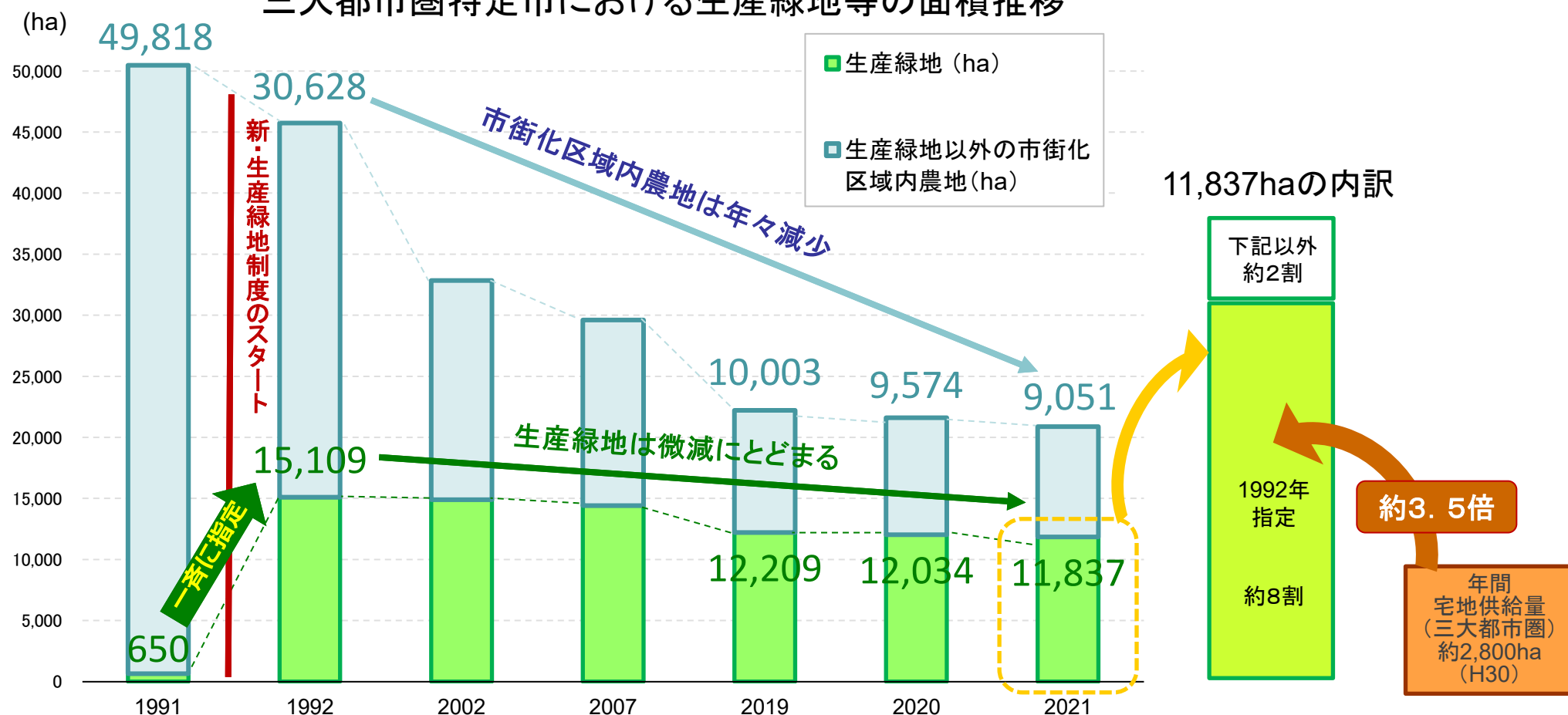
- ・ 固定資産税が**農地課税**（生産緑地以外は**宅地並み課税**）
- ・ 相続税の納税猶予制度が**適用**（生産緑地以外は**適用なし**）

※特定生産緑地として指定されなかった場合等は適用なし

生産緑地面積の推移

- 現在、三大都市圏の市街化区域内農地の約5割を生産緑地が占めている。
- その8割(約1万ha)が1992年指定。三大都市圏の年間宅地供給量(年約2,800ha)の約3.5倍に相当。
- 仮に一気に宅地化が進むと、不動産価格の大幅下落も懸念された。

三大都市圏特定市における生産緑地等の面積推移



生産緑地面積: 国土交通省調べ
 生産緑地以外の市街化区域内農地面積: 総務省「固定資産の価格等の概要調書」
 宅地供給量: 国土交通省調べ

現 状

○政策

- ・市街化区域内の農地は「宅地化すべきもの」として位置付け
- ・ただし、生産緑地は、緑地機能のほか、将来の公共施設用地としても評価して保全
- ・主要な農業振興施策の対象外

○税制

- ・市街化区域内の農地の固定資産税は宅地並評価・宅地並課税を基本
- ・ただし、生産緑地は農地評価・農地課税（30年間の農地管理義務と開発規制）
- ・生産緑地は終身営農を条件に相続税の納税猶予（貸借は原則不可）

状況の変化

○食の安全への意識の高まり

- ・地元産の「顔の見える」新鮮な農産物への評価
- ・自ら作物を作りたいというニーズ

○都市住民のライフスタイルの変化や農業へ関心を持つリタイア層の増加

○学校教育や農業体験を通じた農業に対する理解と地域コミュニティ意識の高まり

○人口減少に伴う宅地需要の沈静化等による農地転用の必要性の低下

○東日本大震災を契機とした防災意識の向上による避難場所等としての農地の役割への期待

○都市環境の改善や緑のやすらぎ、景観形成に果たす役割への期待



都市農業振興基本法の制定（H27.4）

都市農業振興基本法の政策課題

都市農業の多様な機能の発揮

- ・農産物を供給する機能
- ・国土・環境の保全の機能
- ・防災の機能
- ・農作業体験・交流の場の機能
- ・良好な景観の形成の機能
- ・農業に対する理解醸成の機能

都市農地がもたらす良好な
景観（東京都世田谷区）



農業政策上の再評価

- ・都市農業の農家戸数、販売金額は全国の1割弱を占め、食料自給率の一翼を担う
- ・都市農業は都市住民の多様なニーズに応え、地産地消、体験農園、農福連携等の施策のモデルを数多く輩出
- ・我が国の農業を巡る国際環境が厳しくなる中、農業や農業政策に対する国民的理解を醸成する身近なPR拠点としての役割

都市政策上の再評価

- ・「集約型都市構造化」と「都市と緑・農の共生」を目指す上で都市農地を貴重な緑地として明確に位置付け
- ・都市農業を都市の重要な産業として位置付け
- ・農地が民有の緑地として適切に管理されることが持続可能な都市経営のために重要

都市農業振興に関する新たな施策の方向性

担い手の確保

- 都市農業の安定的な継続のため、多様な担い手の確保が重要
- ・営農の意欲を有する者（新規就農者を含む）
- ・都市農業者と連携する食品関連事業者
- ・都市住民のニーズを捉えたビジネスを展開できる企業等

土地の確保

- ・都市農地の位置付けを、「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へと大きく転換し、計画的に農地を保全
- ・コンパクトシティに向けた取組との連携も検討
- ・都市農地保全のマスタープランの充実等土地活用計画制度の在り方を検討

農業施策の本格展開

- 保全すべきとされた都市農地に対し、本格的な農業振興施策が講じられるよう方針を転換

生産緑地に関する諸課題への対応

1 都市農業振興基本計画の策定（平成28年5月閣議決定）

- 都市農業・農地の有する多様な機能（新鮮な農産物の供給や防災等）の発揮
- 都市農地を、都市に「あるべきもの」へと転換



＜都市農地の多面的機能の例＞
近隣住民が農業に
触れあう場として活用

2 特定生産緑地制度の創設など【国土交通省：平成29年生産緑地法改正】

- 指定後30年経過後も生産緑地制度による農地保全を継続できる特定生産緑地制度の創設（10年更新）
 - ・ 特定生産緑地に対する固定資産税、相続税等の特例措置（平成30年度税制改正）
 - より小規模な農地を保全するための面積要件の引下げ
 - ・ 下限500㎡の面積要件を、市町村が条例により300㎡まで引下げ可能
 - ・ 引き下げに伴う固定資産税、相続税等の特例措置（平成29年度税制改正）
 - 生産緑地地区内における建築規制の緩和
 - ・ 設置可能な建築物として、農産物等加工施設、農作物等直売所、農家レストランを追加
- ➡ 税制特例措置を受けながら生産緑地を維持することが可能に

都市と緑・農が共生
するまちへ



農地を保全し、良好な
都市環境を形成

3 生産緑地の貸借制度の創設【農林水産省：平成30年通常国会で成立】

- 生産緑地について、貸借しても法定更新が適用されない制度を創設
 - ・ NPOや企業等が生産緑地を借りて、市民農園の経営等が可能に
 - ・ 生産緑地を貸借しても相続税の納税猶予継続（平成30年度税制改正：国交省・農水省共同要望）

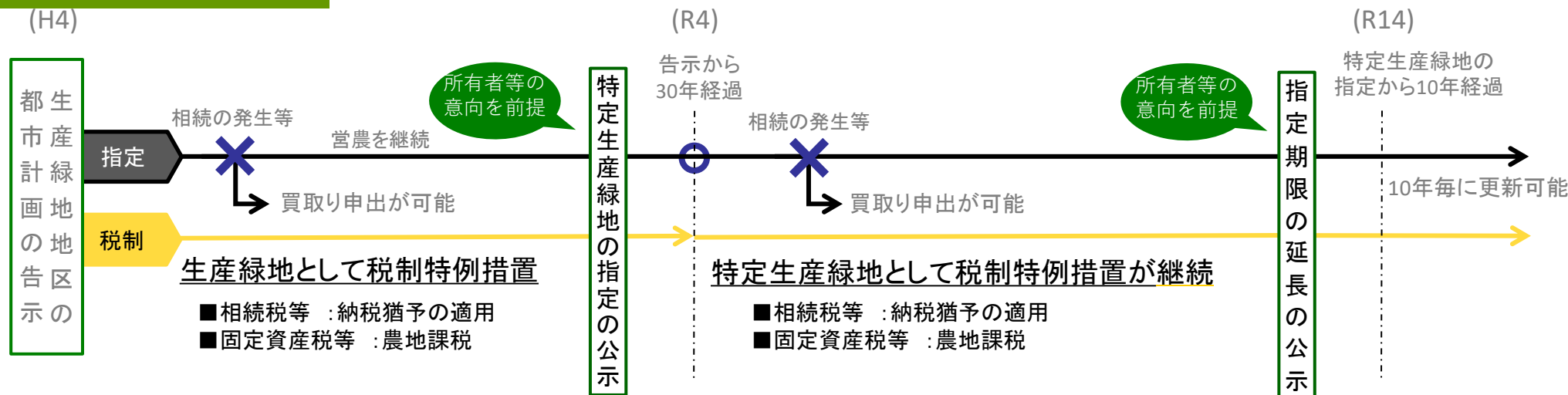
➡ 自作が困難な場合でも、生産緑地を維持することが可能に

➡ 「生産緑地の解除・買取り申出（＝宅地供給量の増加）」を抑制し、都市農地を保全

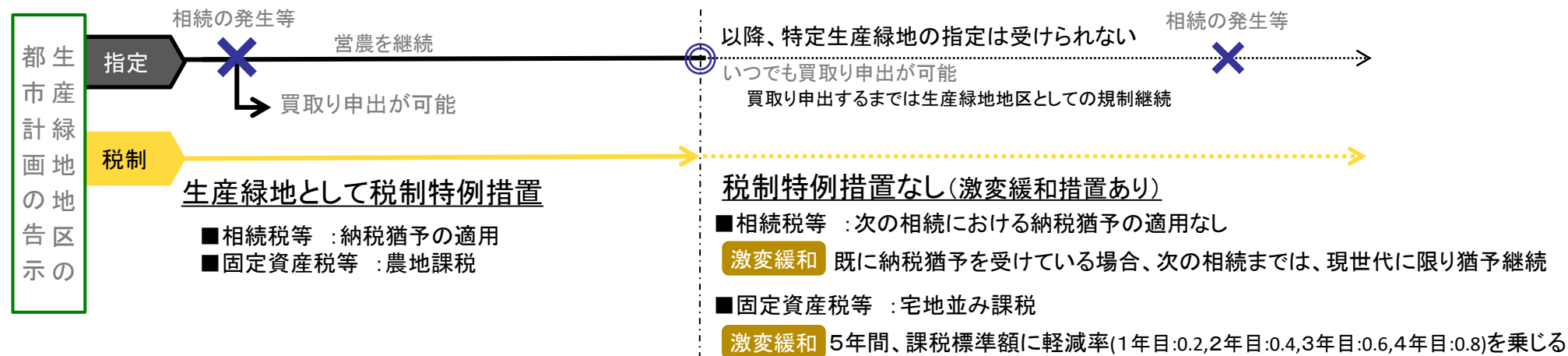
生産緑地法：特定生産緑地制度

- ・生産緑地の所有者等の意向を基に、市町村は当該生産緑地を特定生産緑地として指定できる。
- ・指定された場合、買取り申出ができる時期は、「生産緑地地区の都市計画の告示日から30年経過後」から、10年延期される。
10年経過後は、改めて所有者等の同意を得て、繰り返し10年の延長ができる。

特定生産緑地に指定する場合

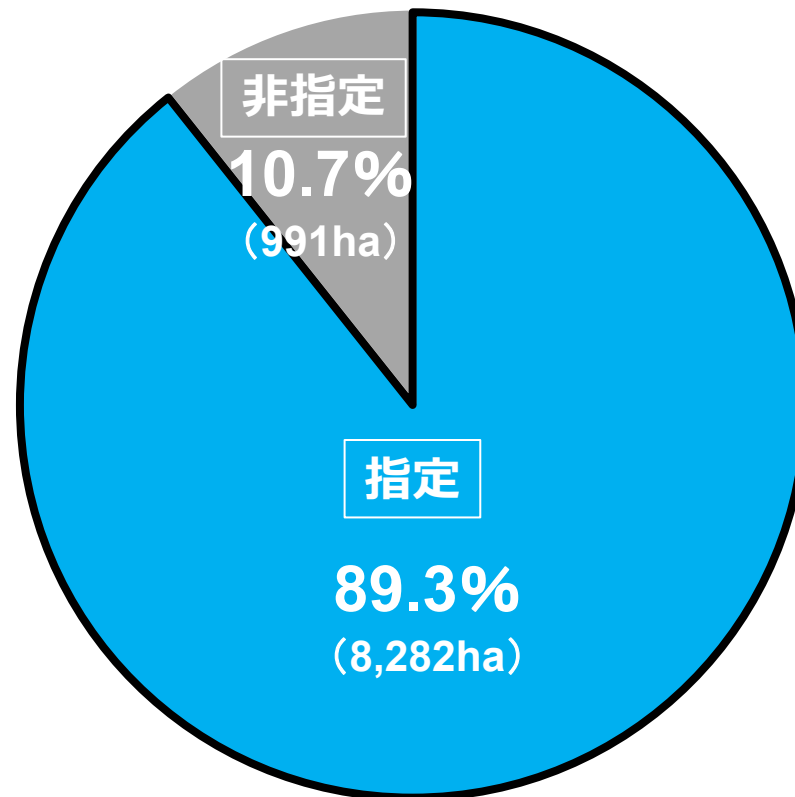


特定生産緑地に指定しない場合



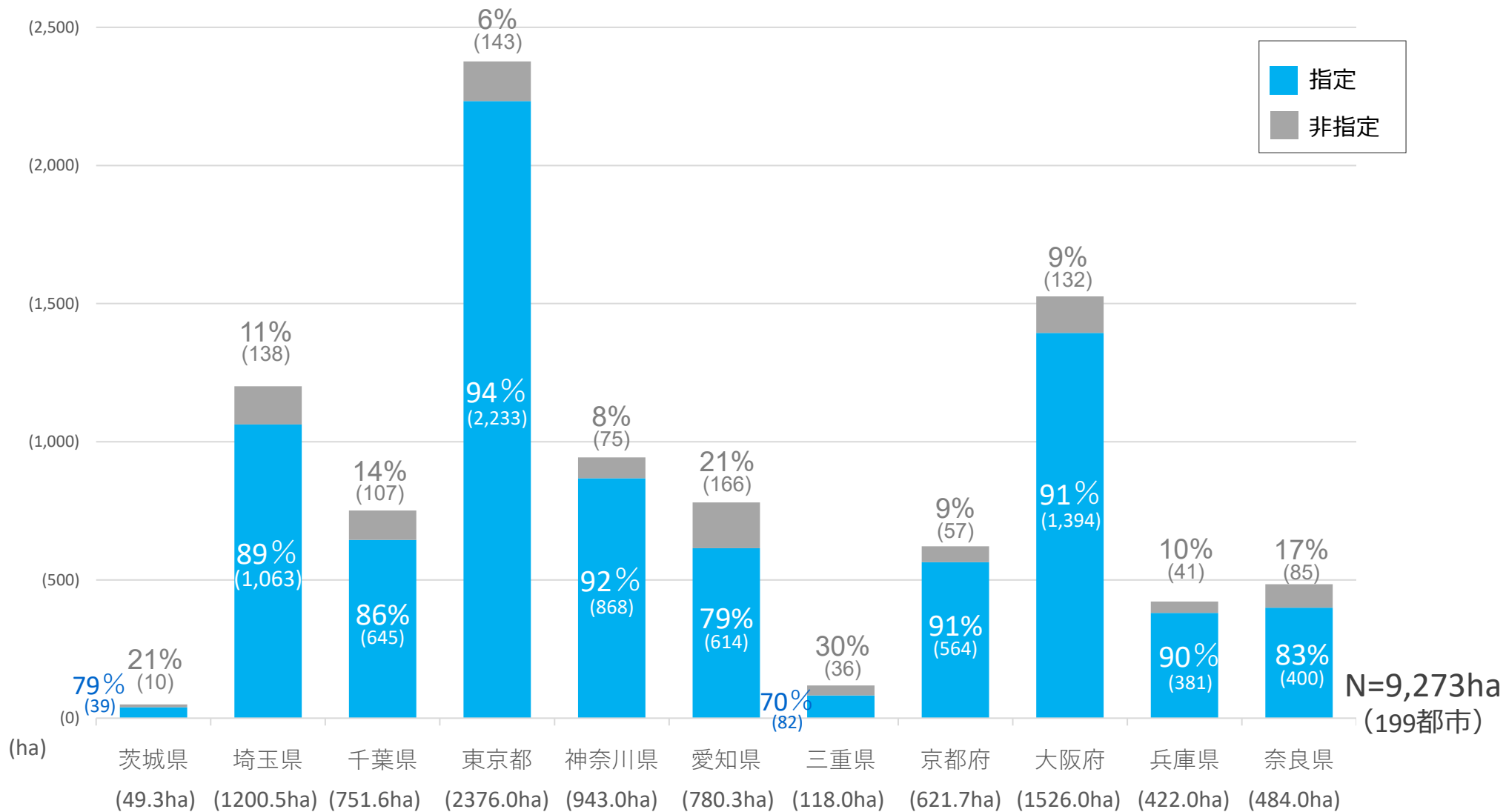
- 平成4年指定の生産緑地を有する自治体に特定生産緑地の指定状況について調査（R4.12月末時点）。
- 特定生産緑地に指定された割合は全体の89.3%、非指定となった割合は10.7%（面積ベースでの集計結果）。

特定生産緑地の指定状況に関する調査結果（令和4年12月末時点）



N=9,273ha（199都市）

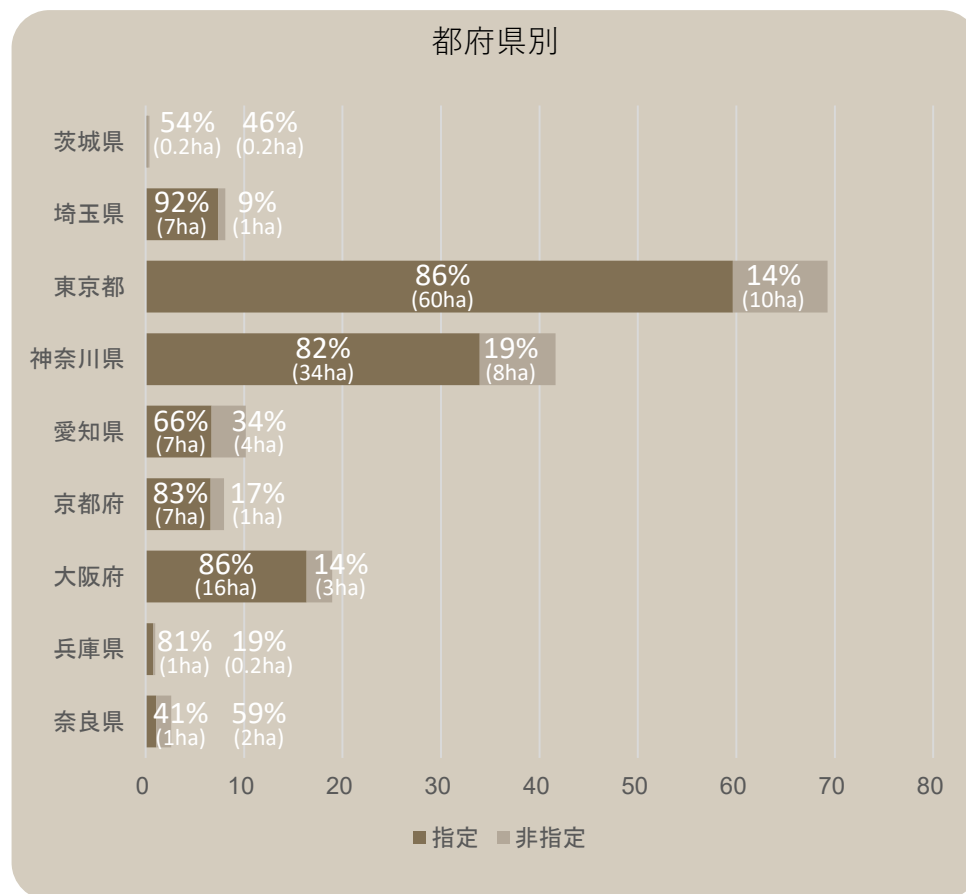
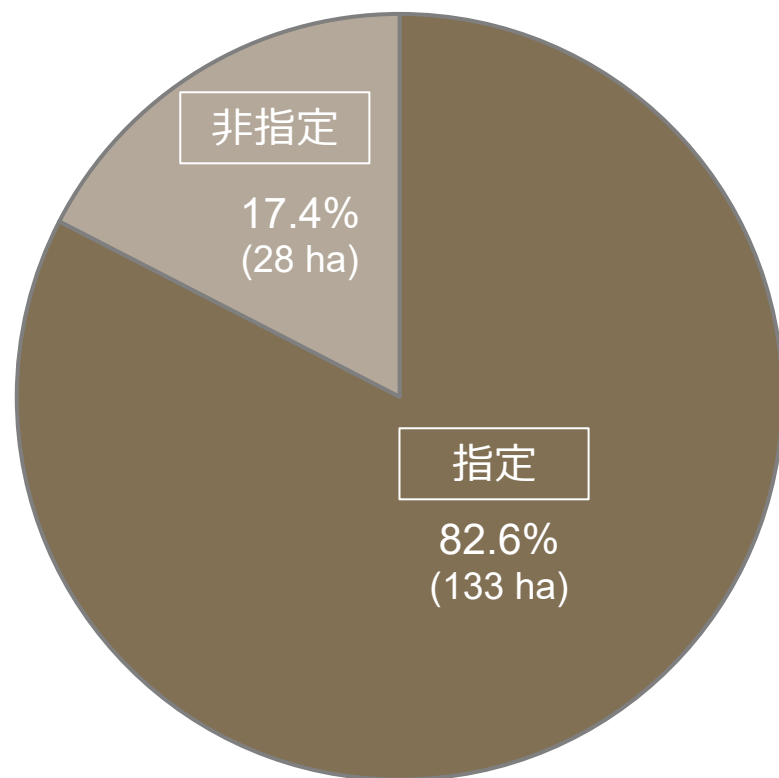
特定生産緑地の指定状況（都府県別）（R4.12月末時点）



平成5年決定生産緑地の特定生産緑地指定状況(R5.12月末時点)

- 平成5年に都市計画決定された生産緑地の特定生産緑地の指定状況について調査（R5.12月末時点）。
- 特定生産緑地に指定された生産緑地の割合は全体の82.6%、非指定の生産緑地の割合は17.4%（面積ベースでの集計結果）。

平成5年決定生産緑地における特定生産緑地の指定状況 (令和5年12月末時点)



【主な理由】

- ① 農地とは別の土地利用（売却を含む）を検討しているため（具体的な土地利用としては、住宅、店舗、駐車場等）。
- ② 農業従事者の高齢化・後継者不在により、営農の継続が困難であるため。

※ なお、営農の継続が困難であるため（②）、別の土地利用を検討する（①）という場合もある。

【その他の理由】

- 農地周辺の環境の変化（宅地造成による日陰等）により、営農を継続することが困難となったため。
- 今後の土地利用は考えていないが、いつでも売却・農業をやめることができるようにしておくため。 等

生産緑地法：生産緑地地区の面積要件の引下げ

背景

- 生産緑地地区の規模要件が一団で500㎡以上とされていたため、要件を満たさない小規模な農地は、農地所有者に営農の意思があっても、保全対象とならなかった。
- 公共収用等に伴い、又は複数所有者の農地が指定された生産緑地地区で一部所有者の相続等に伴い、生産緑地地区の一部の解除が必要な場合に、残された面積が規模要件を下回ると、生産緑地地区全体が解除されていた（道連れ解除）。

小規模でも身近な農地として緑地機能を発揮

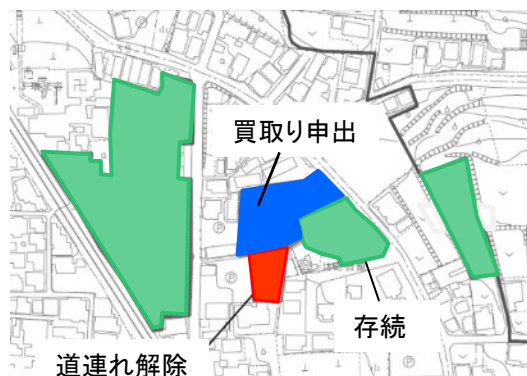
都市住民が農家と交流しながら野菜の収穫体験を行うイベントの実施

面積 約300㎡



営農意欲があっても生産緑地地区が解除される事例

買取り申出面積 1,594㎡
道連れ解除面積 429㎡



公共施設の面積 222㎡
道連れ解除面積 284㎡



改正内容

- 法改正：生産緑地地区の面積要件を条例で300㎡（政令で規定）まで引下げ可能に。
- 運用改善：併せて、同一又は隣接する街区内に複数の農地がある場合、一団の農地等とみなして指定可能に（ただし、個々の農地はそれぞれ100㎡以上）。

※ これらの制度・運用改正を受けた生産緑地も、従前の税制（固定資産税の農地課税・相続税の納税猶予）を適用。

- ・令和5年12月末現在、生産緑地活用都市235都市中、6割にあたる143都市で面積要件の引下げ条例を制定。
 - ・これら条例を定めた都市では、全区市町において、300㎡に引き下げ。

■ 条例制定状況 （R5.12月末時点）

東京都	目黒区、大田区、世田谷区、中野区、杉並区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市	36/37 (97%)
茨城県	取手市	1/9 (11%)
埼玉県	さいたま市、川口市、越谷市、朝霞市、新座市、八潮市、所沢市、加須市、蕨市、志木市、富士見市、三郷市、川越市、草加市、坂戸市、ふじみ野市、入間市、和光市、鶴ヶ島市	19/37 (51%)
千葉県	千葉市、市川市、船橋市、松戸市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、鎌ヶ谷市、四街道市	11/22 (50%)
神奈川県	横浜市、川崎市、相模原市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、伊勢原市、海老名市、平塚市、厚木市、大和市、秦野市、南足柄市、横須賀市、座間市、小田原市、三浦市、綾瀬市	18/19 (95%)
静岡県	静岡市、浜松市	2/2 (100%)
愛知県	名古屋市、一宮市、小牧市、碧南市、岡崎市、津島市	6/34 (18%)
三重県	四日市市	1/2 (50%)
京都府	京都市、長岡京市、宇治市、城陽市、向日市、八幡市	6/11 (55%)
奈良県	大和郡山市、天理市	2/12 (17%)
大阪府	大阪市、堺市、箕面市、豊中市、高槻市、茨木市、摂津市、枚方市、寝屋川市、東大阪市、柏原市、富田林市、大阪狭山市、岸和田市、池田市、泉大津市、八尾市、松原市、大東市、羽曳野市、門真市、藤井寺市、守口市、交野市、四條畷市、河内長野市、吹田市、島本町、高石市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、泉南市、阪南市	34/35 (97%)
兵庫県	神戸市、西宮市、尼崎市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市	7/8 (88%)

生産緑地法：生産緑地地区における建築規制の緩和（直売所等を設置可能に）

課題・背景

- ・生産緑地地区内では、設置可能な建築物を農業用施設に厳しく限定
- ・かねてより、農業団体等から直売所等の設置を可能とするよう要望

改正内容

生産緑地地区に設置可能な建築物として、農産物等加工施設、農産物等直売所、農家レストランを追加

改正前

生産緑地地区内に設置可能な施設は、農林漁業を営むために必要で、生活環境の悪化をもたらすおそれがないものに限定

【設置可能な施設】

①生産又は集荷の用に供する施設

ビニールハウス、温室、育種苗施設、農産物の集荷施設 等

②生産資材の貯蔵又は保管の用に供する施設

農機具の収納施設、種苗貯蔵施設 等

③処理又は貯蔵に必要な共同利用施設

共同で利用する選果場 等

④休憩施設その他

休憩所（市民農園利用者用を含む）、農作業講習施設 等

改正後

営農継続の観点から、新鮮な農産物等への需要に応え、農業者の収益性を高める
下記施設を追加

【追加する施設】

①生産緑地内で生産された農産物等を主たる原材料とする製造・加工施設

②生産緑地内で生産された農産物等又は①で製造・加工されたものを販売する施設

③生産緑地内で生産された農産物等を主たる材料とするレストラン

※生産緑地の保全に無関係な施設（単なるスーパーやファミレス等）の立地や過大な施設を防ぐため、省令で下記基準を設定。

- ・残る農地面積が地区指定の面積要件以上
- ・施設の規模が全体面積の20%以下
- ・施設設置者が当該生産緑地の主たる従事者
- ・食材は、主に生産緑地及びその周辺地域（当該市町村又は都市計画区域）で生産



【参考】東大和市内の生産緑地において、直売所が設置。周辺の生産者との協力により、多数の農産物を販売している。

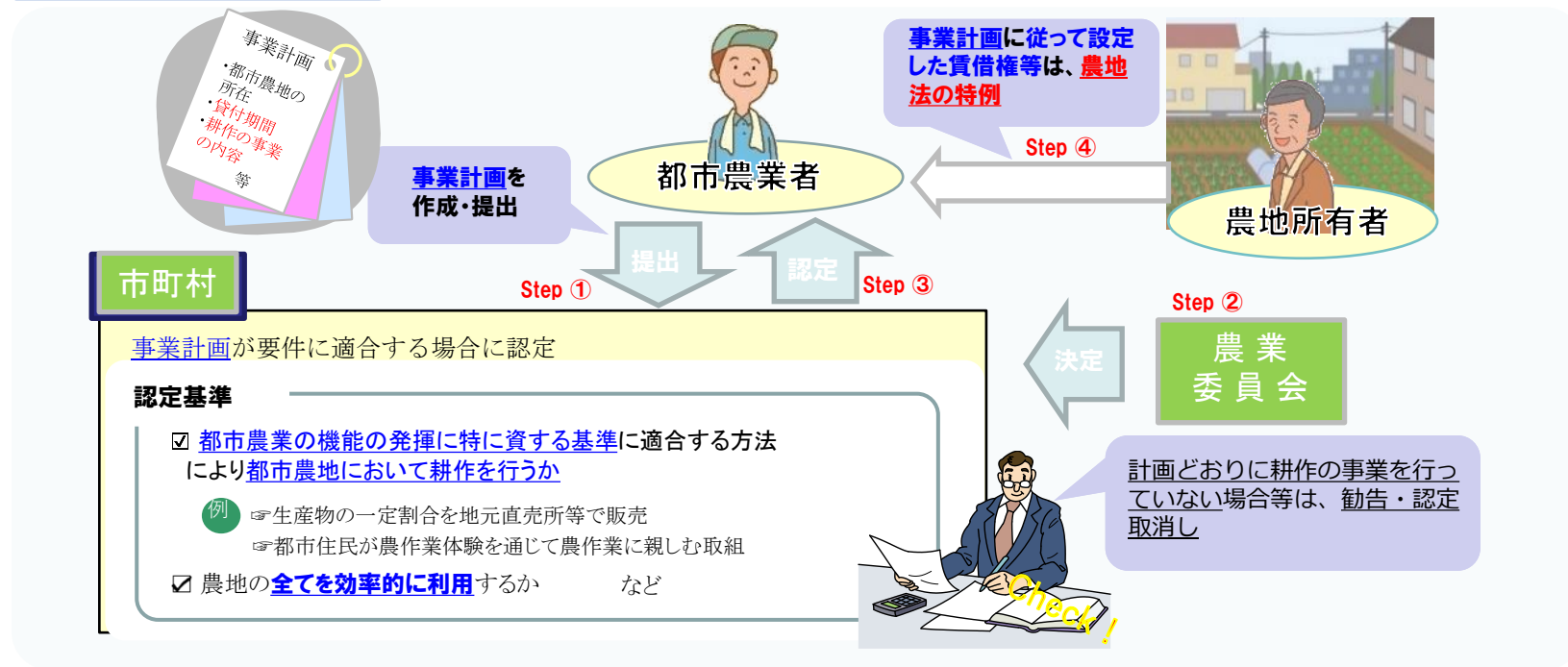
許可実績(R5.12月末時点)

製造・加工施設	6件
直売所	21件
農家レストラン	1件

（参考：農作物栽培高度化施設 4件） 15

農業従事者の減少・高齢化が進む中、都市農地の有効活用を図り、都市農業の有する機能の発揮を通じて、都市住民の生活の向上を図るため、生産緑地を対象とした都市農地の貸借を円滑化するための制度を農林水産省が制定。

制度概要



本制度による特例措置

○法定更新*（農地法第17条）を適用除外とする

都市農地の賃貸借期間終了後には、当該農地が所有者に返還される

○相続税の納税猶予の適用を受けている農地を貸借しても、猶予が継続する

【国交省・農水省の共同要望】平成30年度税制改正において措置

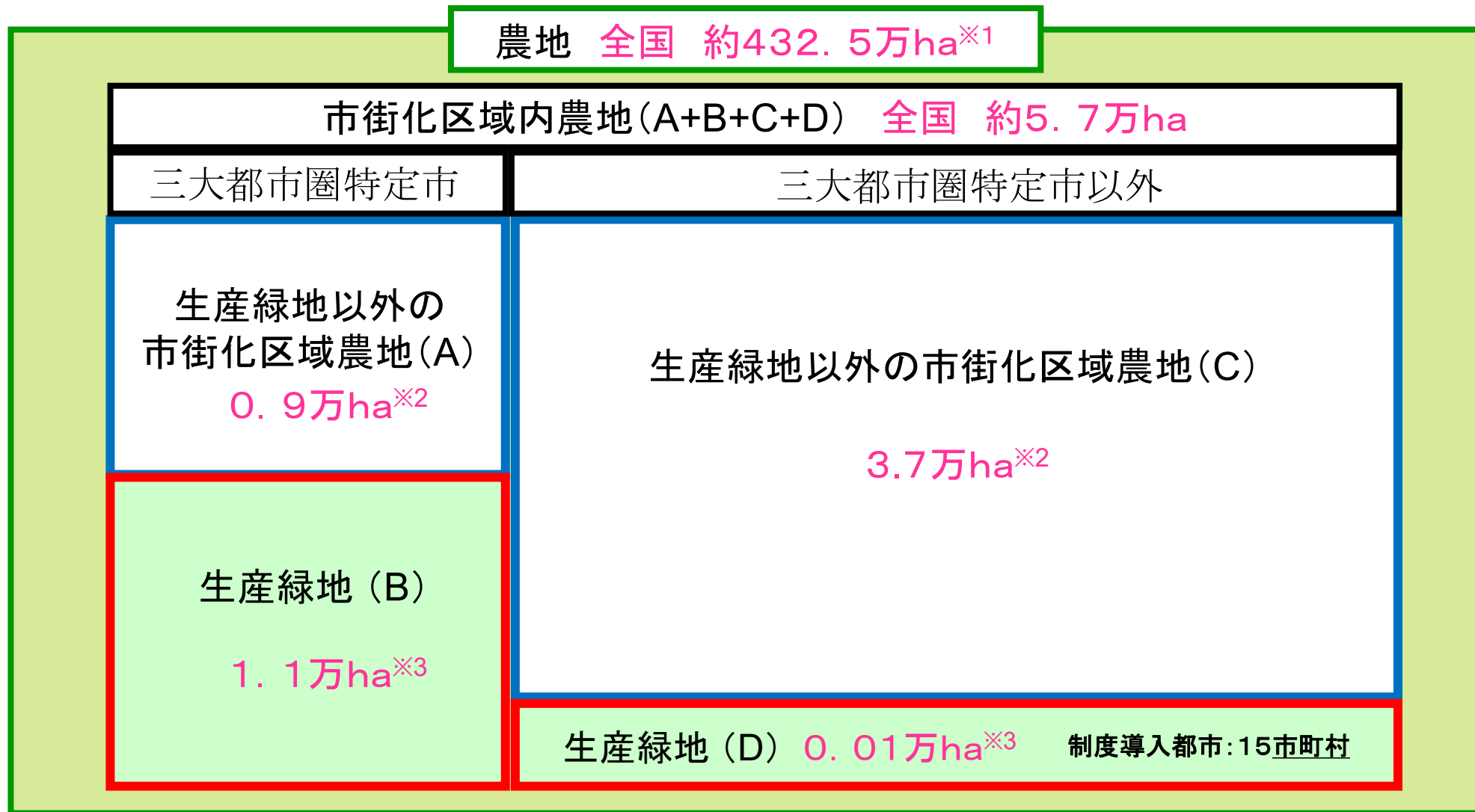
* 法定更新

期間の定めのある農地の賃貸借については、都道府県知事の許可※を受けた上で、期間満了の1年前から6月前までの間に当事者が更新しない旨の通知をしない限り、従前と同一の条件で更に賃貸借をしたとみなされる（賃借契約が更新される）

※ 都道府県知事は、賃借人の信義則違反等、限られた場合でなければ、許可をしてはならない。

②都市農地の保全の拡大

(生産緑地等で保全される都市農地を増やす)



※1 農林水産省「農林水産統計」より耕地面積(R4.7.15現在)

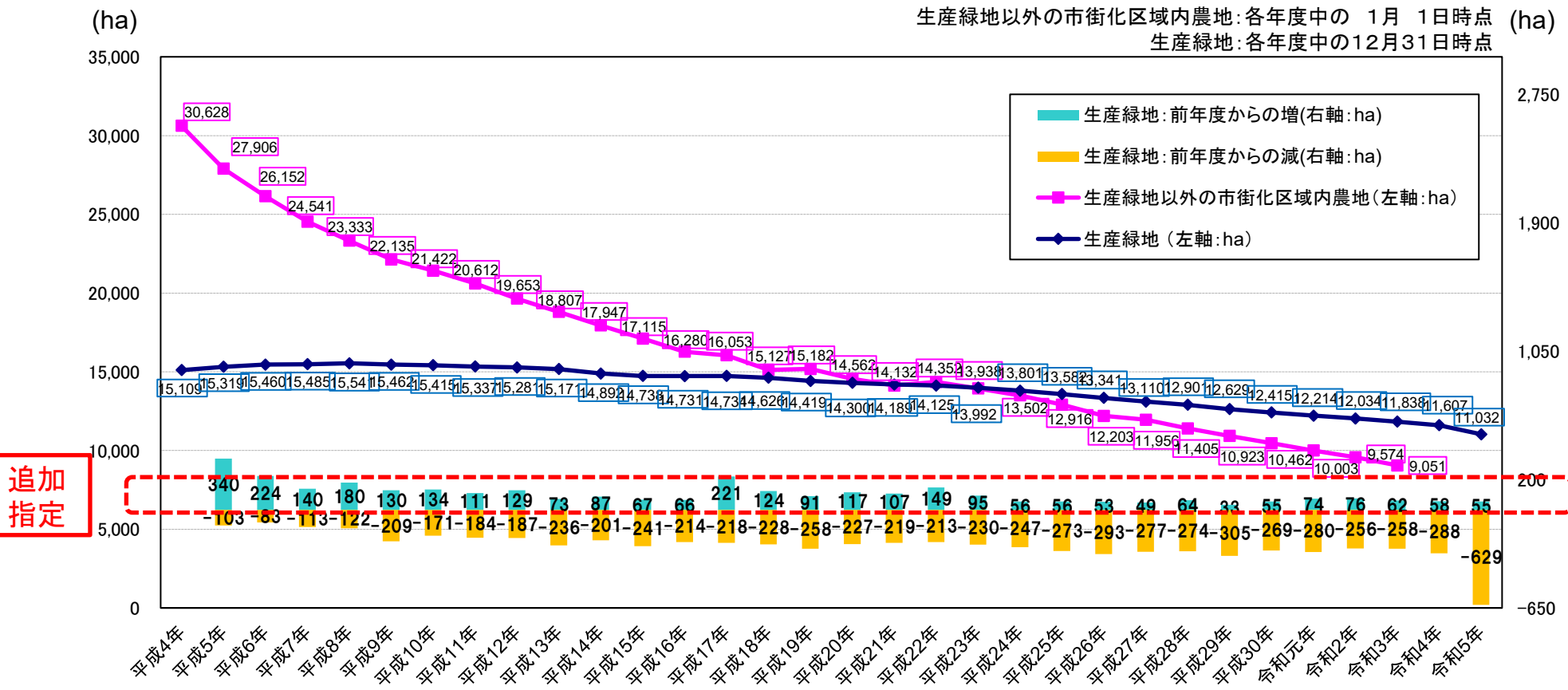
※2 総務省「固定資産の価格等の概要調書」(R4.1.1現在)

※3 国土交通省調べ(R5.12.31現在)

都市計画区域	: 1028.4万ha
線引き都市計画区域	: 521.4万ha
市街化区域	: 145.4万ha
うち三大都市圏特定市	: 64.7万ha
	(R4.3.31現在)

現在、三大都市圏の市街化区域内農地の約5割を生産緑地が占めている。

三大都市圏の特定市における生産緑地地区等の面積の推移



出典 生産緑地以外の市街化区域内農地: 総務省「固定資産の価格等の概要調査」
生産緑地: 国土交通省調べ

生産緑地法の改正に合わせて、生産緑地地区の指定に関する都市計画運用指針の記載を見直し、都市農地の保全を推進。

■三大都市圏特定市における追加指定を推奨するとともに、地方都市の制度導入を呼びかけ

改正前

…（略）地域の実情を踏まえた都市計画決定権者の判断により生産緑地地区の指定を新たに行うことができる。

また、三大都市圏の特定市以外の市町村においても、本制度の趣旨に鑑み、生産緑地地区の指定を新たに行うことが望ましい。

改正後

…（略）一方で、その後の人口減少・高齢化の進行や、緑地の減少を踏まえ、身近な緑地である農地を保全し、良好な都市環境を形成するため、生産緑地地区を追加で定めることを検討すべきである。

また、三大都市圏の特定市以外の都市においても、本制度の趣旨や、コンパクトなまちづくりを進める上で市街化区域農地を保全する必要性が高まっていることを踏まえ、新たに生産緑地地区を定めることが望ましい。

■再指定について追記

現況農地等であっても、農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定（＝農地転用）による届出が行われているものは、生産緑地法第8条において許容される施設に転用される場合を除き、生産緑地地区に定めることは望ましくない。

ただし、届出後の状況の変化により、現に再び農業の用に供されている土地で、将来的にも営農が継続されることが確認される場合等には、生産緑地地区に定めることも可能である。

地方都市における生産緑地制度導入の必要性

市街化区域内（特に居住誘導区域外）に大量の農地が存在

政策的な措置をせずに宅地化（市街地の拡散）が進めば、

- ・立地適正化計画の実現効果が薄れ、行政コストが増加
- ・人口減少下で需要以上の供給が発生し地価が下落、税収が減少



**持続可能な都市経営が
困難になる可能性**

都市農地の保全是、地方都市における喫緊の課題

都市農地の保全には、安定した農業経営が必須

市街化区域内農地の固定資産税は、宅地並み評価・農地に準じた課税（10%の負担調整）

- ・制度導入から25年が経過し、周辺住宅地と同水準まで増加
- ・農業収益の大半が固定資産税等
- ・今後も税額が上がる可能性

（例）売上60万（収益45万、材料費等15万）
に対し、固都税26万 ※1000m²当たり



**営農継続が
困難になる可能性**

経営の安定化には、税制面での支援が有効

生産緑地制度の導入によるメリット

○固定資産税の大幅減免（地方都市平均で50分の1）。営農継続の実現による財政の安定化。

Point 基準財政収入額の算定において、固定資産税の減収分のうち、75%は普通交付税の対象

○新設された都市農地の貸借制度により、農家が高齢化しても、農地として後世まで活用可能

Point 都市農地の貸借の円滑化に関する法律（H30.9.1施行）は、生産緑地のみが対象

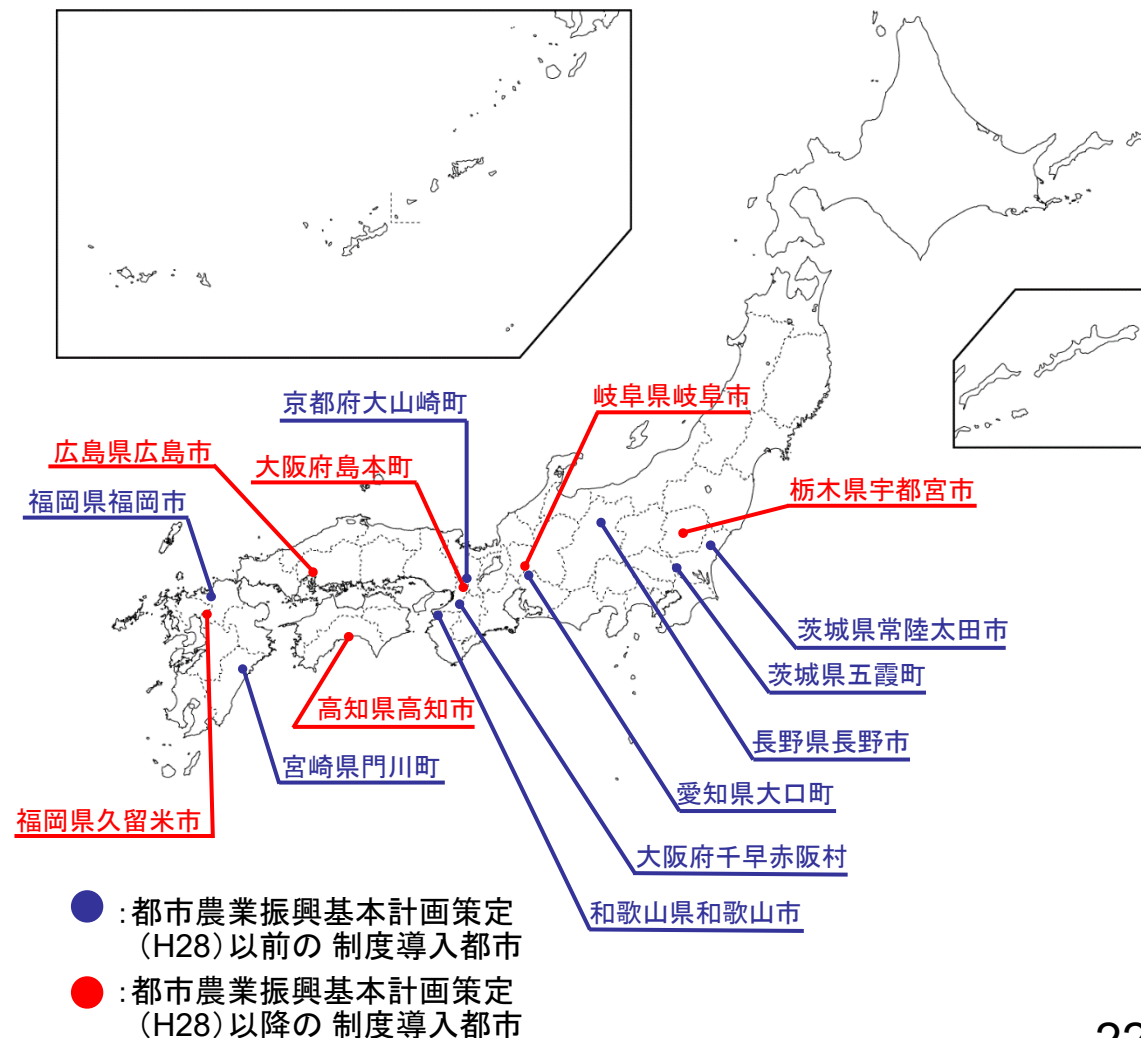
⇒ 今後、都市農家から生産緑地制度導入の要望が増加する可能性大

地方都市における生産緑地制度の導入状況

- ・令和5年12月末現在、地方都市(三大都市圏特定市以外の都市)では、全国15の都市で生産緑地を指定。
- ・都市農業振興基本計画の策定(平成28年5月)以降、新たに6都市で生産緑地を指定。さらに、他の都市においても制度の導入を検討中。

■ 生産緑地を有する都市一覧

茨城県	常陸太田市(H22～) 五霞町(H18～)
栃木県	宇都宮市(R4～)
長野県	長野市(H15～)
岐阜県	岐阜市(R4～)
愛知県	大口町(H5～)
京都府	大山崎町(H25～)
大阪府	島本町(H31～) 千早赤阪村(H7～)
和歌山県	和歌山市(H18～)
広島県	広島市(R2～)
高知県	高知市(R2～)
福岡県	福岡市(H10～) 久留米市(R5～)
宮崎県	門川町(H13～)



久留米市の生産緑地制度事例

制度導入の背景

○水災害の激甚化

平成30年7月豪雨以降、4年連続で内水氾濫による浸水被害が発生。
1時間最大雨量や48時間最大雨量等の観測記録を毎年更新。

○コンパクトなまちづくりの推進

立地適正化計画、土地利用誘導方針に基づき、都市の周縁部の宅地開発抑制を図る。

○市街化区域内農地の宅地化

近年は年間約10haの市街化区域内農地が宅地化(参考:R2市街化区域内農地面積:159ha)

▶ 農地の持つ多面的機能(緑地機能、雨水の貯留機能等)に着目し、その維持に資する良好な農地を保全する趣旨で制度を導入。



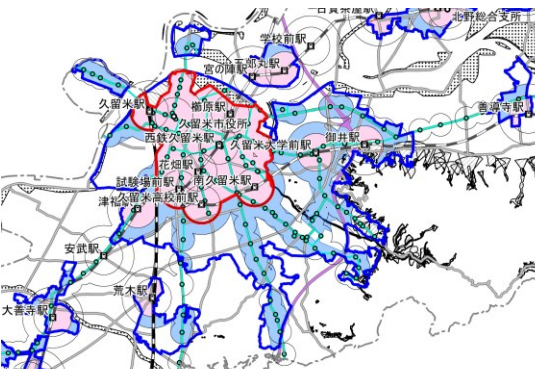
豪雨により冠水した市街地

久留米市における指定要件(抜粋)

○緑地機能の確保、施設園芸等で、都市環境の向上について効果が期待できること

○災害時における復旧資材置場等の防災農地としての使用に協力すること

○久留米市立地適正化計画に定める都市機能誘導区域外であること 等

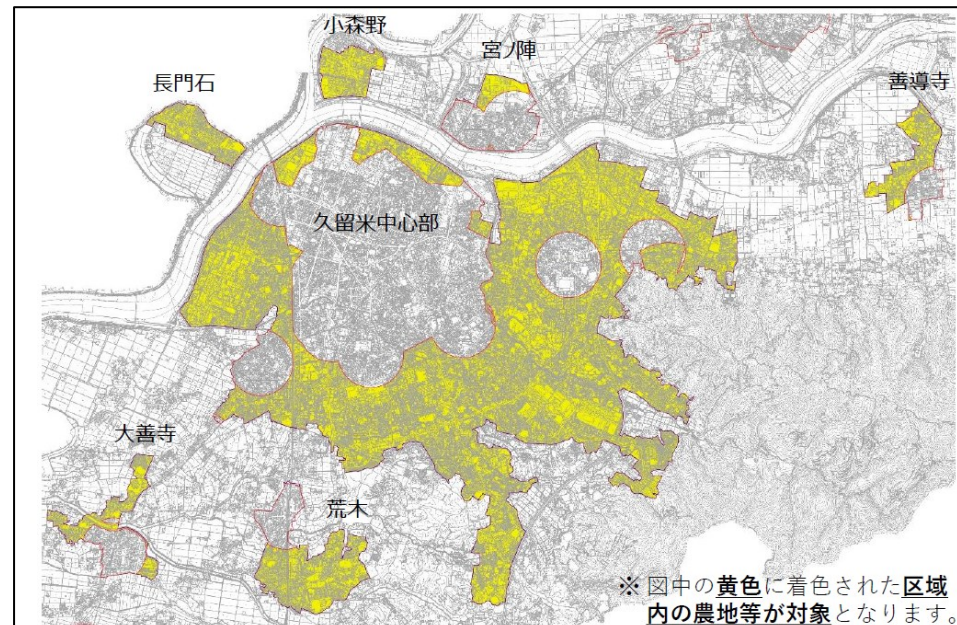


久留米市立地適正化計画区域図(抜粋)



台風時に雨水を貯留する農地(イメージ)

【指定対象エリア】



※ 図中の黄色に着色された区域内の農地等が対象となります。

課題・背景

- 宅地需要の沈静化や都市農業に対する認識の変化等により、都市農地が都市にあるべきものへ転換(都市農業振興基本計画)
- マンション等の建設に伴う営農環境の悪化防止
- 住居専用の用途地域に農業用施設等は原則として建てられない状況

改正内容

住居系用途地域の一類型として、**田園住居地域***を創設

- * 住宅と農地が混在し、両者が調和して良好な居住環境と営農環境を形成している地域を、あるべき市街地像として都市計画に位置付け、開発/建築規制を通じてその実現を図る

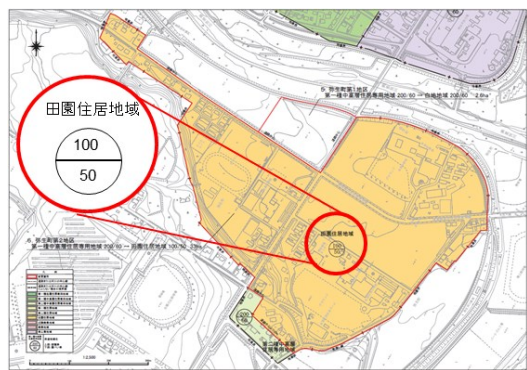
開発規制

- ・農地の開発行為等※について、市町村長の許可制を導入
- ※ 土地の造成、建築物の建築、物件の堆積など

- ・市街地環境を大きく改変するおそれがある一定規模(政令で**300㎡**と規定)以上の開発行為等は、原則不許可

■ 田園住居地域の事例

(北海道本別町より)



建築規制

●用途規制

低層住居専用地域に建築可能なもの

- ・住宅、老人ホーム、診療所 等
- ・日用品販売店舗、食堂・喫茶店、サービス業店舗 等 (150㎡以内)

農業用施設

- ・農業の利便増進に必要な店舗・飲食店 等 (500㎡以内)
 - : 農産物直売所、農家レストラン、自家販売用の加工所等
- ・農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの
 - : 温室、集出荷施設、米麦乾燥施設、貯蔵施設 等
- ・農産物の生産資材の貯蔵に供するもの
 - : 農機具収納施設等

●形態規制

低層住居専用地域と同様

容積率: 50~200%、建ぺい率: 30~60%、
高さ: 10or12m、外壁後退: 都市計画で指定された数値

※ 低層住居専用地域と同様の形態規制により、日影等の影響を受けず営農継続可能

税制措置

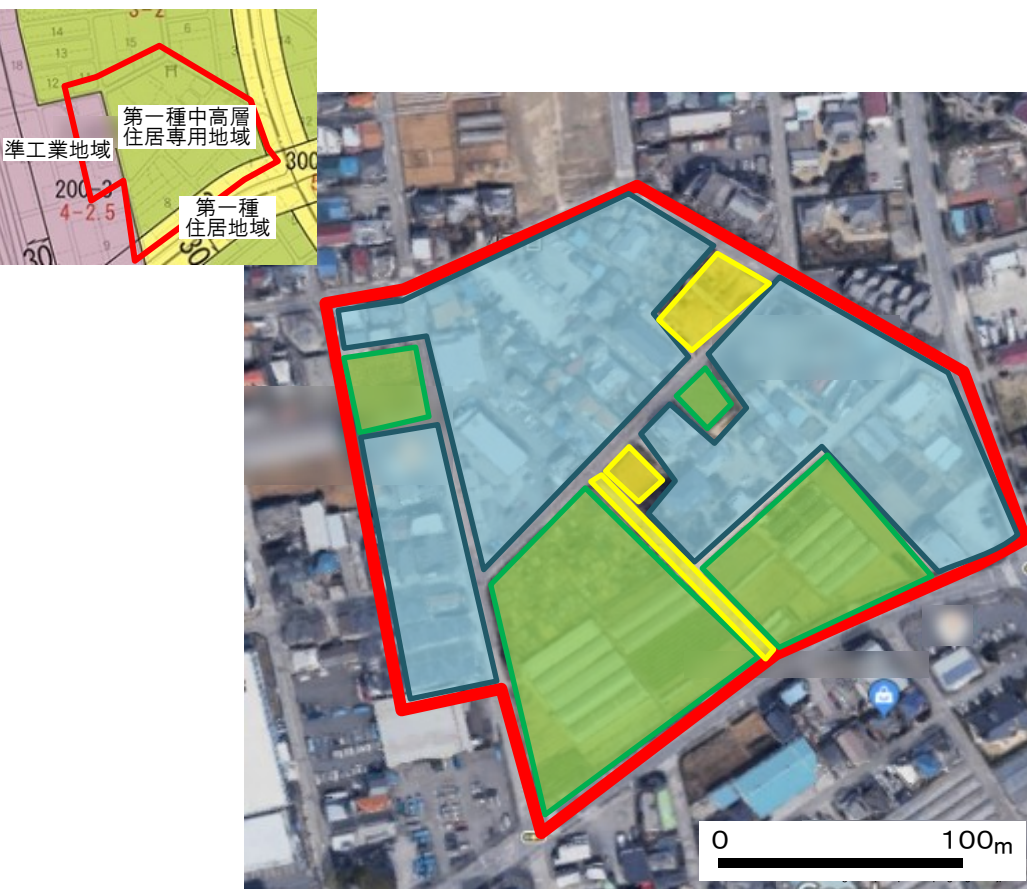
- ・田園住居地域内の宅地化農地(300㎡を超える部分)について、固定資産税等の課税評価額を1/2に軽減 (平成31年度分より適用)
- ・田園住居地域内の宅地化農地について、相続税・贈与税・不動産取得税の納税猶予を適用

地区計画農地保全条例制度の創設

- まとまった農地が住宅と混在し、居住環境を形成している地域において、農業と調和した良好な居住環境を確保するため、きめ細やかに地区内のルールを定めることができる新たな地区計画制度※を創設するとともに、相続税・贈与税の納税猶予等の税制特例を講じる。

※地区計画の記載事項に農地における土地の形質の変更等の行為制限に関する事項を追加し、それらの行為について条例により許可制とする仕組み

＜地区計画制度の活用イメージ＞



農地の開発規制

- ・田園住居地域と同様に、小規模な開発のみ許可し、大規模な改変を抑制
- ・農地の持つ環境緩和、景観保全、教育福祉、防災等の機能を享受できる住宅環境を整備



農家の意向に対応した生産緑地以外の緩やかな保全が可能



日照確保等より、市民のための公共的な施設である市民農園の機能を維持

宅地の建築規制

- ・営農環境の保全のため、用途地域より厳しい建築規制。低層の良好な住環境を創出。



隣接地の建築によって発生する日照条件の悪化や光障害の発生を抑制

(光障害: 夜間の人工光等により植物の生育が阻害されること)

地区施設の整備

- ・公園や道路等、地域の実情に応じて必要な施設を整備。



市民農園へのアクセス路やトイレ・洗い場を備えた公園の整備

画像: 秋田市HP (<https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/doro-koen/1003685/1012202.html>)

税制特例の概要

【相続税・贈与税】
・納税猶予の特例の適用（三大都市圏特定市）

【不動産取得税】
・徴収猶予の特例の適用（三大都市圏特定市）

③都市における農地の創出

(都市農地を保全するだけでなく、新たに創出する)

■貸し駐車場→農地

概要

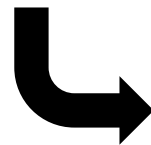
- 貸し駐車場（月極）を農地に転換した事例。
- 東京都の「農地の創出支援事業」を活用し、駐車場の舗装を撤去した上で、客土等を行い、農地に転換（生産緑地指定）。



■貸し駐車場→農地（市民農園）

概要

- 貸し駐車場（コインパーキング）を農地（民間運営の市民農園）に転換した事例。



④緑地・オープンスペースとしての確保

（都市農地を「緑地」と捉え、緑地政策で保全・創出・活用を図る）

概要

- 都市緑地法における「緑地」の定義上、農地の取扱いが不明確(原則として含まれず、樹林地に介在する農地のみ含む解釈)。
- 都市農業振興基本法・都市農業振興基本計画により都市農地の位置付けが見直されたことを受け、「緑地」の定義に農地が含まれることを明記し、正面から都市緑地法の諸制度(緑の基本計画、特別緑地保全地区、市民緑地等)の対象とする。

「緑地」の定義

改正後の定義(赤字傍線部分を追加) 【都市緑地法第3条】

この法律において「緑地」とは、樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地(農地であるものを含む。)が、単独で若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているものをいう。

都市農業振興基本計画(抜粋)

はじめに

…これまで宅地や公共施設の予定地等としてみなされてきた都市農地の位置付けを…「あるべきもの」へと大きく転換し、環境共生型の都市を形成する上で農地を重要な役割を果たすものとして捉えることが必要となる。

第1 都市農業の振興に関する施策についての基本的な方針

3 都市農業に対する農業政策上及び都市政策上の再評価

(4) 都市政策における再評価

都市政策上、都市農地を都市の貴重な緑地として、その保全についてより明確に位置付けることが必要となる。

「緑地」と定義されている形態 対応する農地利用

樹林地		竹林、梅林
		茶畑
		果樹園
草地		野菜畑
		シバ
		採草放牧地
水辺地	池沼	レンコン、ジュンサイ
岩石地	—	—
類する土地	湿地帯	水田(イネ、セリ、クワイ)
	(水辺地)	ワサビ
	砂丘(岩石地)	ラッキョウ、メロン



樹林地(茶畑)



草地(野菜畑)



湿地(水田)

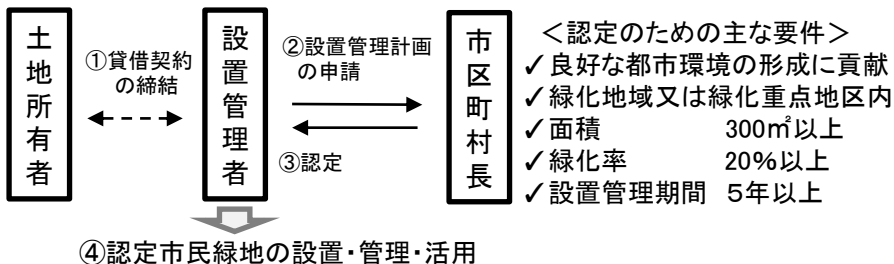


- 都市部において、良好な都市環境の形成に不可欠な緑地・オープンスペースが未だ不足している地域が存在。
- 地方公共団体による都市公園整備には財政的制約が大きくなる中で、都市内で使い道が失われた空き地等が増加。
- NPO法人や企業等の民間主体が、空き地等を公園と同等の空間として活用する市民緑地認定制度を創設(H29)。

※市民緑地は、都市公園と同等の機能を果たすものとして、住民一人当たりの都市公園の敷地面積に算定可能

制度概要

民間主体が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、空き地等を地域住民が利用できる緑地(認定市民緑地)として設置管理する制度



支援措置

税制 ～R7.3月末

土地に係る**固定資産税・都市計画税の軽減**
[3年間 原則1/3軽減(1/2～1/6で条例で規定)]

○税制措置要件の概要

- ・みどり法人※1が設置管理する土地(無償貸付又は自己保有に限る)
 - ・認定市民緑地の土地及び当該土地と一体となって管理又は使用されている土地が一定用途※2以外の用途に供する家屋の敷地の用に供されていないこと。
- ※1)都市緑地法第69条に規定する緑地保全・緑化推進法人
※2)住宅、学校、こども園、老人ホーム、福祉ホーム、保育所、児童福祉施設、診療所、病院、公衆便所、工場、倉庫

社会資本整備総合交付金 [市民緑地等整備事業(国費率最大1/3)]

植栽、ベンチ等の施設整備に対する補助

- ・みどり法人又は都市再生推進法人が設置管理計画に基づき実施
- ・設置管理期間: 10年以上
- ・緑の基本計画に都市公園の不足する地域の定めがあり、当該地域に設置されるもの
- ・緑の基本計画に概ねの位置及び施設の種類の記載されているもの



千葉県柏市

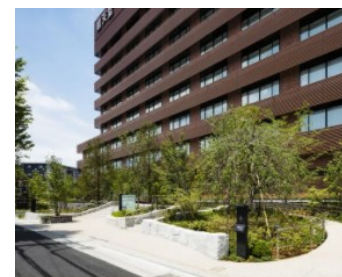
設置管理主体 : NPO法人
設置管理計画 : H29.11.15認定
面積 : 約500㎡
管理期間 : 10年間
軽減率 : 1/2



東京都墨田区

設置管理主体 : NPO法人
設置管理計画 : R4.12.23認定
面積 : 約700㎡
管理期間 : 5年間
軽減率 : 1/2

活用イメージ



病院や学校の緑地を公開

病院や学校の敷地内に緑豊かで癒される緑の空間を一般に開放。



工場の緑地を公開

工場の緑地に散策路等を整備し、市民に親しまれる広場として開放。

市民緑地認定制度の活用事例(墨田区 たもんじ交流農園)

たもんじ交流農園の概要

- 臨時駐車場として利用されていた寺院の土地に、NPO法人寺島・玉ノ井まちづくり協議会が、地域住民が利用できる広場やコミュニティーガーデンを開設。
- 地域の伝統野菜(江戸野菜)「寺島なす」の栽培や収穫イベント等が行われている。
- 市民緑地認定までの主な流れ
 - ・NPO法人寺島・玉ノ井まちづくり協議会が敷地での整備等の活動を開始(平成29年～)
 - ・墨田区が緑の基本計画を改定し、区域全体を緑化重点地区に位置付け(令和4年3月)
 - ・墨田区がNPO法人寺島・玉ノ井まちづくり協議会をみどり法人に指定(令和4年12月)
 - ・市民緑地設置管理計画の認定(令和4年12月)

認定内容	
名称	たもんじ交流農園
場所	東京都墨田区
土地所有者	宗教法人
設置管理主体	NPO法人寺島・玉ノ井まちづくり協議会 ※R4.12 みどり法人の指定
設置管理計画	R4.12.23 認定
面積	約700m ²
管理期間	5年間
固定資産税等の特例措置	1/2 減免(3年間)



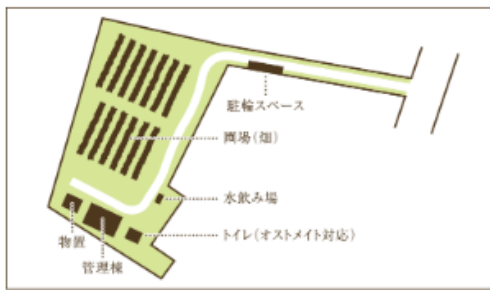
従前の土地利用状況



- ・ 令和5年度以降も、生産緑地の買取り申出は一定数発生する可能性。
- ・ 生産緑地は、これまで都市の貴重なオープンスペースとして保全されてきた重要な緑地であるため、**生産緑地**を**買い取って都市公園等として活用し、引き続きオープンスペースを確保することも重要。**
- ・ 公園部局・都市計画部局・農政部局等の庁内関係部局において、**地域における都市農地の位置づけや都市における農地を含むオープンスペースのあり方**について、あらかじめ方針を定めておくなどして、**計画的な対応を行うことが有効。**

〔喜多見四・五丁目農の風景育成地区 構想図〕

〔世田谷区立 喜多見農業公園〕



〔喜多見四・五丁目 農の風景育成計画書〕より抜粋
【農を生かしたまちづくり】
・(略)喜多見四丁目の(仮称)喜多見農業公園は、畑を中心とした現代の農村風景の保全と農作業体験をコンセプトとし、両地区間で、農業公園の機能分担と連携を目指す。
【農地及び屋敷林等の保全】
・育成地区内の都市計画公園・緑地に指定した農地等については、将来どうしても営農が続けられなくなった場合、農業振興等拠点となる農業公園とする。



地元の新鮮な農産物を供給



近隣住民が農業に触れ合う場を提供



近隣小学校の食育の場として活用



まちなかの貴重な緑地として、
良好な住環境の形成に寄与



雨水の保水やヒートアイランド現象
の緩和など緑地機能を発揮



災害時に避難地等の
防災空間として活用

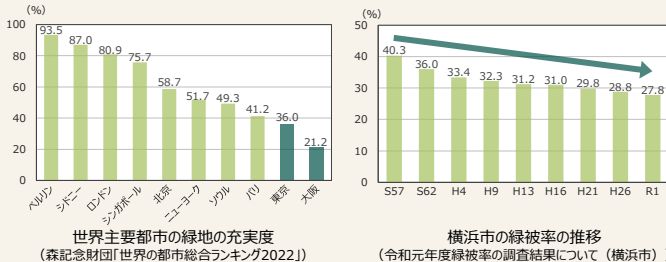
- **グリーンインフラ**とは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、**自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組**
- 生物多様性の損失、自然災害の頻発・激甚化、国際的な都市競争の激化、人口減少・少子高齢化の進展に伴う低未利用地の増加、地域コミュニティの消失など**様々な課題への対応が急務**となる中、**グリーンインフラは複数の地域課題の同時解決にアプローチする手法**として有効



公布 令和6年5月29日
施行 公布の日から6カ月以内

背景・必要性

- 世界と比較して我が国の都市の緑地の充実度は低く、また減少傾向。



- 気候変動対応、生物多様性確保、幸福度 (Well-being) の向上等の課題解決に向けて、緑地が持つ機能に対する期待の高まり。

- ESG投資など、環境分野への民間投資の機運が拡大。

- 都市において緑のネットワークを含む質・量両面での緑地の確保に取り組む必要があるが、
 - ・地方公共団体において、財政的制約や緑地の整備・管理に係るノウハウ不足が課題。
 - ・民間においても、緑地確保の取組は収益を生み出しづらいという認識が一般的であり、取組が限定的。

- また、都市における脱炭素化を進めるためには、緑地の創出のほか、再生エネルギーの導入やエネルギーの効率的利用の取組を進めることも重要。

概要

1. 国主導による戦略的な都市緑地の確保

- ・緑地の保全等に関する国の基本方針の策定
- ・都市計画における緑地の位置付けの向上

2. 貴重な都市緑地の積極的な保全・更新

- ・緑地の機能維持増進事業について位置付け
- ・緑地の買入れを代行する国指定法人の創設

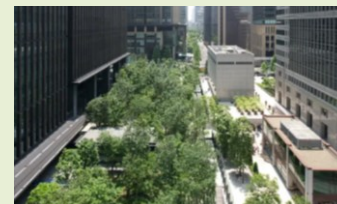


特別緑地保全地区の例 (京都市)

3. 緑と調和した都市環境整備への

民間投資の呼び込み

- ・民間事業者等による緑地確保の取組の認定制度の創設
- ・都市の脱炭素化に資する都市開発事業の認定制度の創設



都市再開発における緑地空間の創出の例 (千代田区 大手町)

1. 国主導による戦略的な都市緑地の確保

① 国の基本方針・計画の策定【都市緑地法】

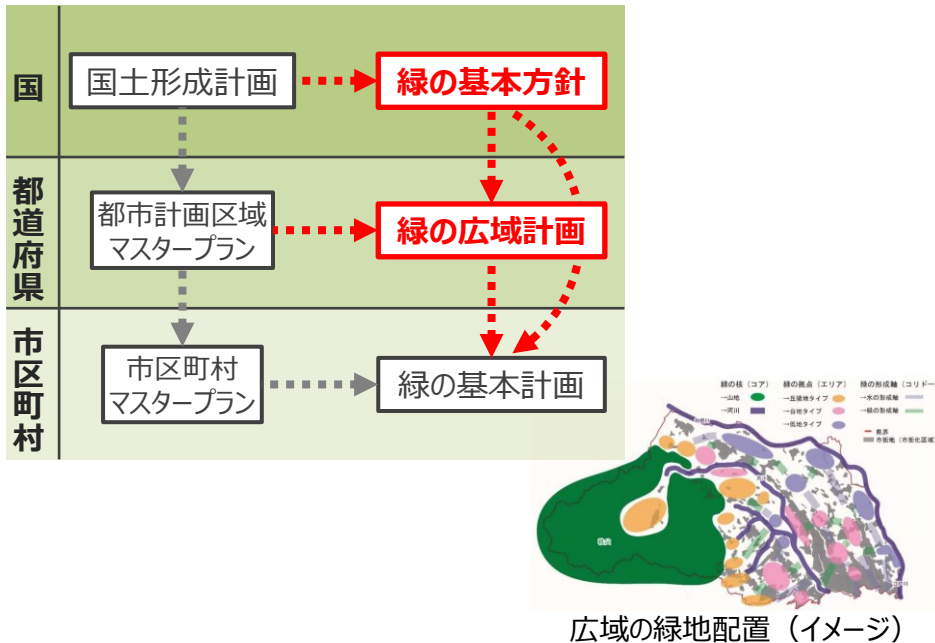
背景・必要性

- 都市における**緑地の重要性**や、緑のネットワークを含む**質・量両面での緑地の確保の必要性**の高まり。
- これを踏まえ、都市緑地行政を一層推進するため、**国が目標や官民の取組の方向性を示す必要**。
- また、市区町村をまたがるような**広域性・ネットワーク性を有する緑地**を、**総合的・計画的に保全・創出する必要**。

概要

- **国土交通大臣が都市における緑地の保全等に関する基本方針を策定**。
(基本方針に定める内容のイメージ)
緑地の保全及び緑化の推進の意義・目標／緑地に関する基本的な事項（緑地のあるべき姿、発揮すべき機能等）／政府が実施すべき施策 等
- **都道府県が都市における緑地の保全等に関する広域計画を策定**。

計画の連携のイメージ（黒字：既存、赤字：新設）



② 都市計画における緑地の位置付けの向上【都市計画法】

背景・必要性

- 都市緑地の質・量両面での確保のためには、まちづくりの基盤となる**都市計画の段階において、緑地の意義や必要性が十分に考慮される必要**。

概要

- **都市計画を定める際の基準に、「（緑地を含む）自然的環境の整備・保全の重要性」を位置付け**。
→都市計画の段階から不可欠な要素の一つとして扱う。

3. 緑・農を生かしたまちづくりへの展開

第21回都市計画基本問題小委員会（2022年11月25日）資料

- 都市の貴重な緑地である農地について、地域住民や農家等による都市農地の保全・活用の取組が、エリアマネジメントとして地域のまちづくりへと展開している事例が見られる。

「南大泉三・四丁目 農の風景育成地区」(東京都練馬区)の事例

- 住宅地にまとまった農地や樹林地が残り、市民農園や農業体験農園、観光農園などもある、良好な農の風景を形成している地区を農の風景育成地区として指定(R1.12)。
- 当該地区では、農家と住民が協働で、農のあるまちづくりの中心的組織を立ち上げ、農をテーマにしたエリアマネジメントを展開。
 - 複数の農地を利用したスタンプラリーや野菜の収穫体験、地域の飲食店による地元野菜を使った食事を提供するキッチンカーの出店等のイベント。
 - 地元の町会による農業体験農園を防災協力農地として活用した炊き出し訓練等。

■活動団体 南大泉農の風景育成地区実行委員会

地区内農業者を中心に、成熟社会に栄える街、農の会話を通して市民を繋ぐ町作りをビジョンとして活動。農地を地区の重要な資産として捉え、維持・活用していくことが目指されている。



■活動の様子



農フェスタの開催



農の風景育成地区観光ツアー



農業体験農園での炊き出し訓練
南大泉農の風景育成地区実行委員会HP

【都市計画基本問題小委員会中間とりまとめ(令和5年4月14日公表)】

「収穫体験イベント、観光ツアー、炊出訓練等の地域住民や農家等による都市農地の保全・活用の取組が、都心部とは違う形の新たなエリアマネジメントとして地域に展開するなど、農を基軸としたまちづくりが現れている。」

「都市農地を地域の資源として捉え積極的にまちづくりに活かす方策についても検討が必要である。」

【緑農住まちづくりガイドライン(令和4年3月)(東京都)】

農の風景育成地区への指定は、農業公園等の農に関する都市施設の整備だけでなく、農を中心としたボトムアップのまちづくりの機運醸成につながり得ます。

事例として取り上げた練馬区では、地域の農業者が主体の農の風景育成地区実行委員会が、農のまちづくりの中心的組織として立ち上がり、機能し始めています。彼らは農をテーマとした一種のエリアマネジメント組織であるといえるでしょう。一般に、エリアマネジメントは都心部の大企業中心によるのものが多く、住宅地においてはエリアマネジメント組織の成立が難しいと言われています。しかし、農住混在市街地においては、エリア内にまちづくりの拠点となり得る農的資源が分散的に存在し、そこで農業という経済活動が行われているという空間的・経済的な特徴から、農住混在市街地におけるエリアマネジメントには今後大きな可能性があると考えられます。

農の「風景」は、農地や屋敷林等の農の空間と、そこに暮らす人々の生活や生業が一体となって立ち現れるものです。農地や屋敷林等の空間そのものの保全に加え、それらの農の資源を生かしたまちづくりを農業者や地域住民が創意工夫を凝らして展開できるように支援することが、生き生きとした農のある風景を継承していくことにつながっていくでしょう。

飯田晶子氏（東京大学 特任講師（専門：ランドスケープ））

農を活かした
まちづくりの
取組イメージ

市町村、農家、地域住
民等の協議会の形成

農あるまちづくり
計画の策定

収穫イベント、農園ツ
アー、マルシェ等

炊出訓練、堆肥化、
農産物配送システム、等

農住交流拠点の整備

自立・自走型システム
の構築

官民連携まちなか再生推進事業

○ 官民の様々な人材が集積する**エリアプラットフォーム**の構築やエリアの将来像を明確にした**未来ビジョン**の策定、ビジョンを実現するための**自立・自走型システム**の構築に向けた取組を総合的に支援し、多様な人材の集積や投資を惹きつける都市の魅力・国際競争力の強化を図る。

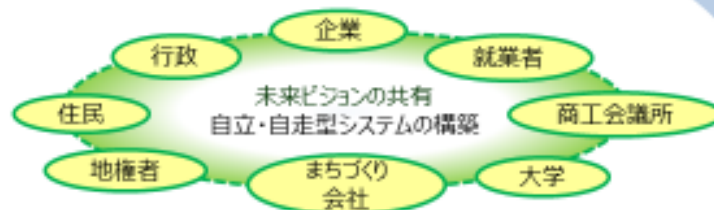
未来ビジョン策定とビジョン実現のための**自立・自走型システム**の構築への支援

エリアプラットフォーム活動支援事業

②未来ビジョン等の策定



①エリアプラットフォームの構築



まちなか再生に向けたビジョン実現のために
一体となって取り組む人材の集積

上記システムの構築に向けて
中間支援組織・専門人材を活用

③シティプロモーション・情報発信



⑤交流拠点等整備



④社会実験・データ活用



普及啓発事業



<補助対象事業>

- **エリアプラットフォーム活動支援事業**
 - ① エリアプラットフォームの構築
 - ② 未来ビジョン等の策定
 - ③ シティプロモーション・情報発信
 - ④ 社会実験・データ活用
 - ⑤ 交流拠点等整備
 - ⑥ 国際競争力強化拠点形成
 - ⑦ 地方都市イノベーション拠点形成
- **普及啓発事業**

<補助対象事業者>

- **エリアプラットフォーム活動支援事業**
エリアプラットフォーム
- **普及啓発事業**
都市再生推進法人、民間事業者等

<補助率>

- ・定額、1/2、1/3

1 全国で初めて農業体験農園を開園



農業体験を通じた農業への理解醸成。加藤農園

OVERVIEW

- バブル経済での地価高騰により、「都市農業不要論」が世論として広まった反省から「体験農園を柱に、消費者の協力を得ながら農地を守り、かつ経営としても成り立つ新たな農業経営」を開始。
- 農家である園主は年間150名を超える塾生を受入れ、野菜作りを指導。塾生は1年で30種類以上の野菜を栽培。



農業体験農園



炊き出し訓練

PRACTICE

住民参加度

- 基本的な農作業は全て園主の指導のもとに行うため、初心者でも気軽に野菜作りを始められる。農園は地域コミュニティ活性に貢献し、住民同士の集いの場のみならず、防災訓練の場として消火訓練なども実施。

持続可能な活動体制

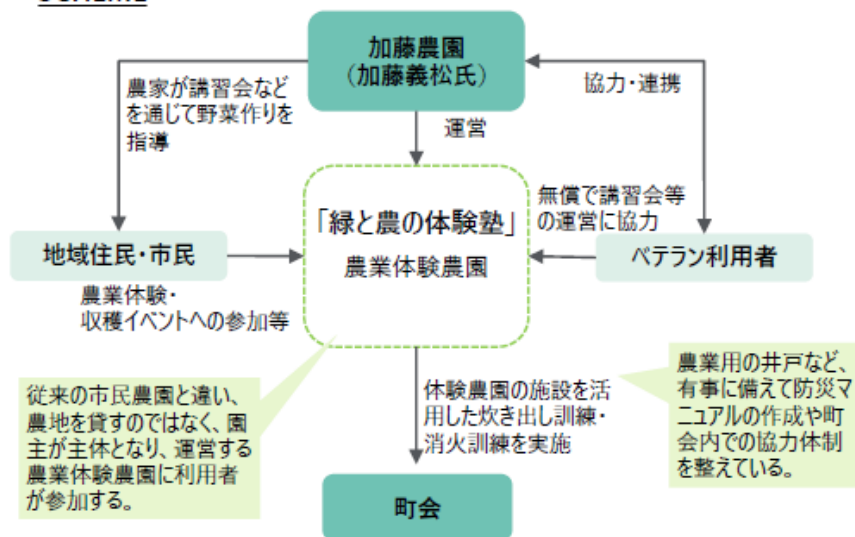
- 園主は仲間と共に全国農業体験農園協会を設立。趣旨に賛同する農家が増え、農業体験農園は全国に普及。農業経営として一定程度の収益性が期待できる。

環境整備

- 種苗や農具は園主が用意するため、入園者は手ぶらで参加可能。また、農園に行けない時のサポート体制もあるなど環境が整備されている。

解決に寄与している社会・地域課題		
社会課題	地域が目指す姿	効果
災害の激甚化	レジリエンス強化	緑化による防災機能向上

SCHEME



DATA

実施地域	東京都練馬区	実施主体	農業体験農園 緑と農の体験塾 加藤農園
開始時期	1996年～	実施規模	1区画 30㎡、農園面積65a
実施内容	農家である園主が野菜作りを地域住民・市民に指導		
実施効果	農業への理解醸成、コミュニティの創出、防災機能、環境保全		

2 都市農地を活用した多様な事業展開



誰もが気軽に参加できる農園。「くにたちはたけんぼ」

OVERVIEW

- 宅地化が進むなか、「農地の継承」を目的に田んぼで動物に触れあえるコミュニティ農園、フリースペース、団体向け貸農園などを展開し、都市農地の活用モデルとして設立。
- 地主や自治体ではなく、市民団体主体で立ち上げたことが特徴となり、現在は農業を軸に貸農園や認定こども園、ゲストハウスなど5つの事業所を展開。



- 農園事業
- ・コミュニティ農園 くにたちはたけんぼ
 - ・レンタルスペース 畑の家
 - ・ゲストハウスここたまや

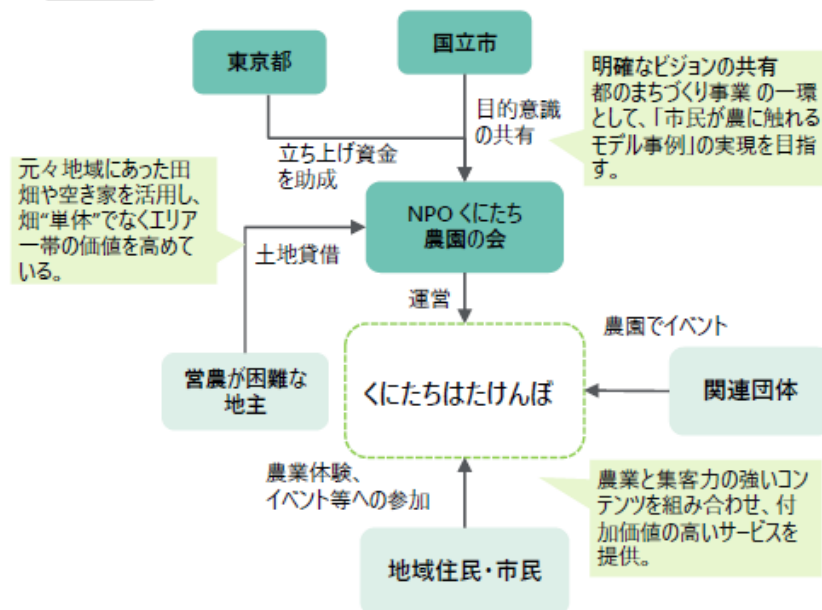


- 子育て事業
- ・森のようちえん 谷保のそらっこ
 - ・フリースペースはたけんぼ
 - ・認定こども園国立富士見団地風の子

PRACTICE

住民参加度	・ 畑で農業を学ぶ、放課後の子供の居場所を作り出すなど、 地域住民のニーズと農業を組み合わせ た取り組みを展開。
持続可能な活動体制	・ 生産緑地や宅地化農地、低未利用土地を借りて運営。事業拡大とともに、畑周辺の古民家を借り、 ゲストハウスやレンタルスペース を展開。
環境整備	・ 設立当初は「農業・農地を生かしたまちづくり事業」の一環として、行政が立ち上げ資金を補助した。現在は 補助金に頼らず、事業の収益で運営 している。

SCHEME

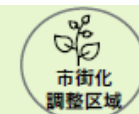


DATA

実施地域	東京都国立市	実施主体	NPO 法人 くにたち農園の会
地域課題	農地の保全		
実施内容	様々な農体験プログラムを提供する「農園事業」と0～12歳児を主対象として教育・子育て支援を行う「子育て事業」を展開		
実施効果	農業を継承しながら、子育て、空き家問題などその他地域課題の解決に寄与		

出所： <https://k-nouennokai.org/>、https://k-nouennokai.org/kunitachi_nouennokai/wp-content/uploads/2024/03/%E8%BE%B2%E5%9C%92%E4%BA%8B%E8%A5%AD%E8%A6%82%E6%B3%81%E5%AD%B1%E5%91%8A%E8%9B%B82023-fin_a.pdf、[kunitachinouennokaiguide2023.pdf](https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/nourin/pdf/3machi/6kunitachi/kunitachi-keikaku.pdf) (k-nouennokai.org)、<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/nourin/pdf/3machi/6kunitachi/kunitachi-keikaku.pdf>

3 自然や農と直接触れあえる農体験型都市公園



農業体験農園。かなたけの里公園

OVERVIEW

- 高齢化や農業従事者減少といった課題を有する金武地域で、市街地に隣接する立地条件を活かし、地域産業である農業の振興や地域外からの人々との交流拠点となる公園として「かなたけの里公園」が整備された。
- 農作業体験をはじめとする各種体験プログラムやイベントを展開する参加・体験型の公園である。



農業体験農園



ぶどう園体験

PRACTICE

住民参加度

- 来園者数は、農業体験農園が供用を開始した翌年には6万人を超え、現在も年間7万人もの人が訪れている。

持続可能な活動体制

- 種苗や肥料、農具等全て農園の管理者が用意し、畝ごとに決められた作物を作付するため、初めての人でも安心して利用可能。連作障害や肥料過多などがなく、管理者が作付計画や作業スケジュールを定めている。

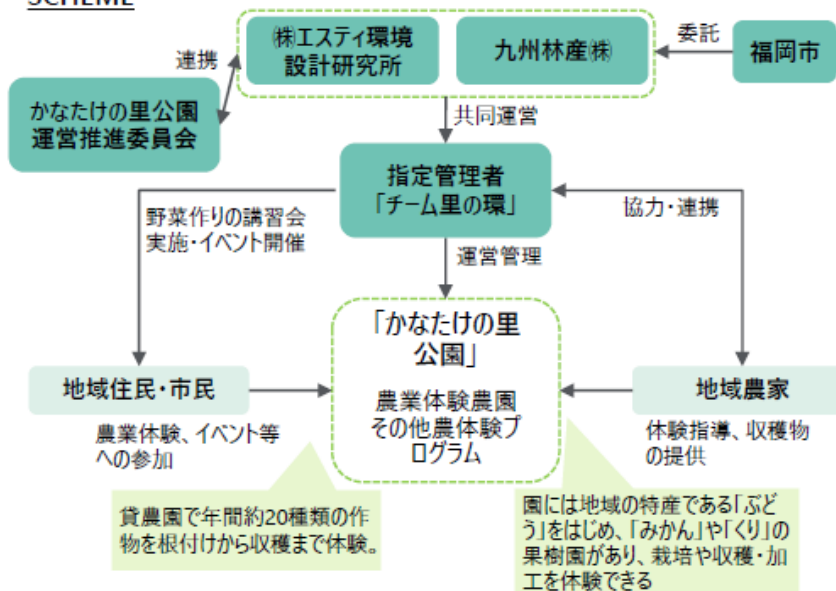
環境整備

- 設立当初は「農業・農地を生かしたまちづくり事業」の一環として、行政が立ち上げ資金を補助した。現在は補助金に頼らず、事業の収益で運営している。

解決に寄与している社会・地域課題

社会課題	地域が目指す姿	効果
・未利用地の活用 ・地域活性化	地域内外との交流	・生産者の見える化 ・地産地消/食育推進

SCHEME



DATA

実施地域	福岡市西区大字金武	実施主体	株式会社環境設計研究所と九州林産株式会社との共同企業体「チーム里の環」
開始時期	2012年6月～	実施規模	12.7ha(公園面積)
実施内容	地域産業である農業の振興や地域外からの人々との交流拠点となる公園として、農作業体験をはじめとする各種体験プログラムやイベントを展開する		
実施効果	金武地域の農業振興・活性化、地域内外の交流促進		

4 誰もが自由に収穫を楽しめる、公園を使った都市型農園



エディブルパーク(食べられる公園)。平野コープ農園

OVERVIEW

- 神戸市では都市部で農に触れる機会を創出する「アーバンファーマー」を推進。その一環で、都市公園で食べられる果樹・野菜などを育てる取り組みである「エディブルパーク」の実証実験が平野コープ農園で実施される。
- 農園には、誰でも自由に楽しめる「コミュニティ広場」と、農家の指導を受けながら、栽培・収穫を楽しむことができる「学びの広場」がある。



コミュニティ農園



学びの広場

PRACTICE

住民参加度

- コミュニティ農園は、誰でも入って収穫でき、収穫物は自己責任で自由に食べることができる。

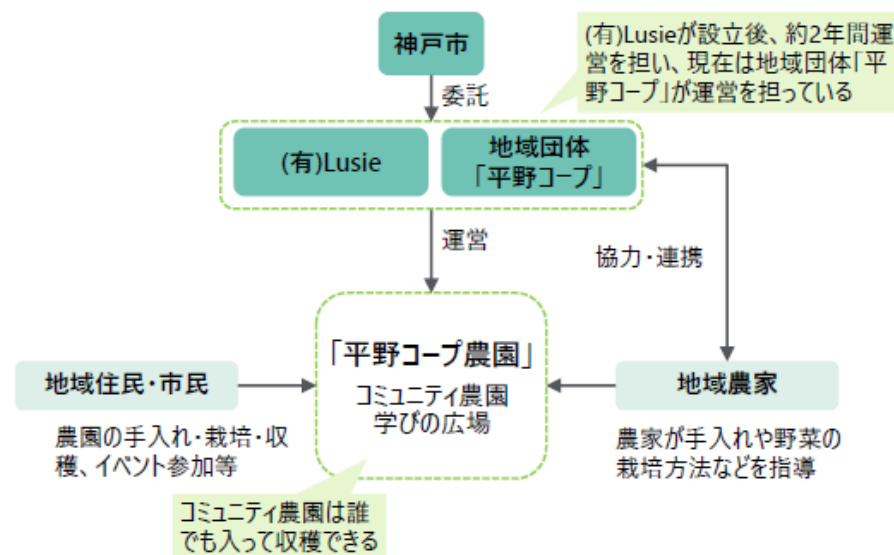
持続可能な活動体制

- 平野コープ農園は、学びの広場の利用負担費と参加者によるボランティア活動によって農園の維持しているという試みである。実施主体である(有)Lusieは神戸R不動産事業も手掛け、古民家や温泉施設等の地域資源とも関連付けながら農園を発展させることも視野に入れている。

環境整備

- 当初、神戸市から(有)Lusieと地域団体「平野コープ」に運営が委託されていたが、現在は「平野コープ」が運営を担う。

SCHEME



DATA

実施地域	兵庫県神戸市	実施主体	(有)Lusie、平野コープ
開始時期	2021年4月～	実施規模	384㎡（コミュニティ広場含む農園面積）
実施内容	都市公園で誰もが食べられる果樹・野菜などを育てる		
実施効果	都市部で農に触れる機会の創出、コミュニティの創出、空間・時間的にゆとりある暮らしの実現		

出所： <https://eatlocalkobe.org/hirano220208/>、<https://eatlocalkobe.org/hiranocorp/>、『農を通じた都市公園と地域コミュニティの再生』（新保、2021）、<https://eatlocalkobe.org/urban-farm-book/>、<https://news.yahoo.co.jp/articles/71864ff6a6f66c5369bf1b30be9c22936cdc1113?page=1>、<https://www.asahi>

5 市民の力で地元農家に貢献



都市で農業のお手伝いを。「練馬区立 農の学校」

OVERVIEW

- 練馬区は23区内で最大の農地面積を誇る一方、農家の高齢化や高額な相続税などに伴い、都市農家が年々減り続けている。また、現存する農家も繁忙期の人手不足という課題を抱えていた。
- 区民が農業知識と技術を習得し、援農市民ボランティアとして活躍できるように、「練馬区 農の学校」が設立された。



区内約3,700㎡の敷地



初・中・上級コースに分かれている

PRACTICE

環境整備

- 市民農園として運営していた土地に「農の学校」を開設した。利便性の高い都市の中に農地があるという、抜群のアクセス性によって農活動の関与ハードルを下げている。

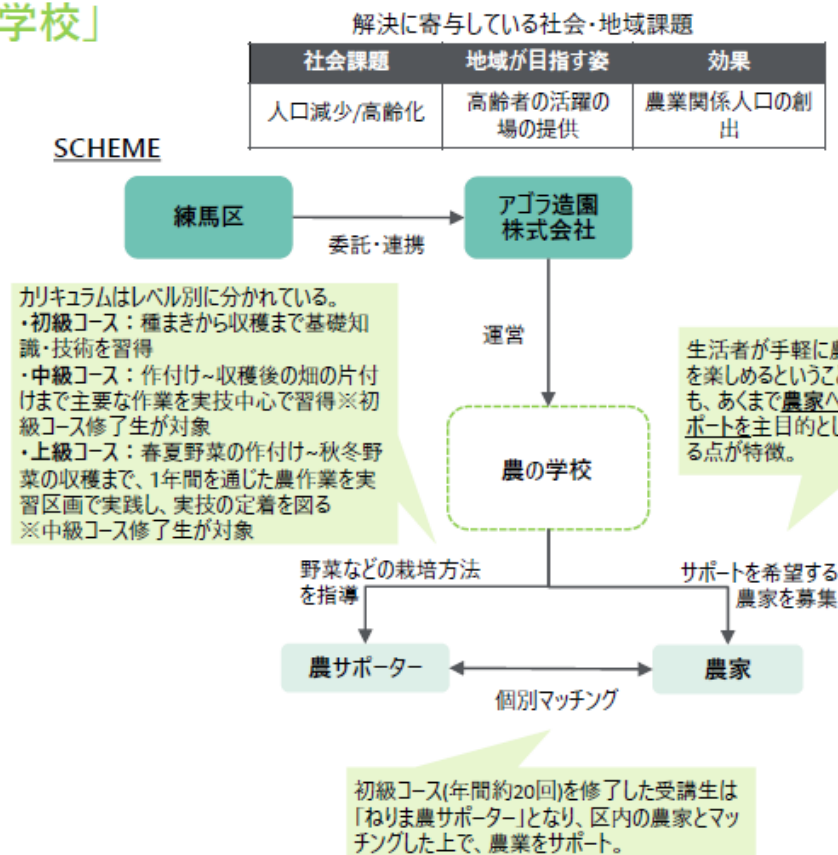
住民参加度

- 初級コース定員15人に対し、5倍の応募が来るなど住民の参加意欲はかなり高い。

持続可能な活動体制

- 農業者のニーズと援農者のスキル等のミスマッチを防ぎ、円滑な援農活動につなげていくため、本事例ではサポーターと農家との丁寧なマッチングにも力を入れている。

SCHEME



DATA

実施地域	東京都練馬区	実施主体	練馬区
地域課題	都市農家の減少		
実施内容	援農サポーター制度で研修を受けた市民が農家をサポート		
実施効果	農家減少の抑制、街ぐるみで豊かな農地を守ろうという雰囲気醸成		

6 遊休地の再生による地域コミュニティの創出



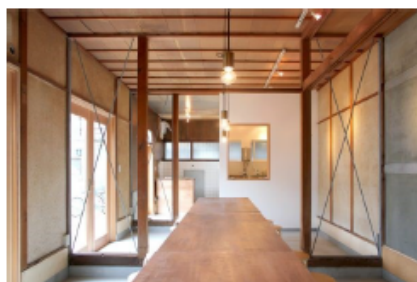
空家・空き地を貸し農園に。「みんなのうえん北加賀屋」

OVERVIEW

- ・都市部の空家・空地の増加と世代を超えた地域コミュニティの維持に対する課題を抱えていた。
- ・駅近という立地を生かした「コミュニティ農園」とし、市街地の休眠土地の再生だけでなく、地域活性の役割を担う重要な拠点になっている。



第2農園



みんなキッチン

PRACTICE

住民参加度

- ・参加者の主体性を引き出しながら、農園の枠を超えて自己実現できるコミュニティを構築。農園がきっかけで移住・出店する人も増え、新しい人の流れを創出。

持続可能な活動体制

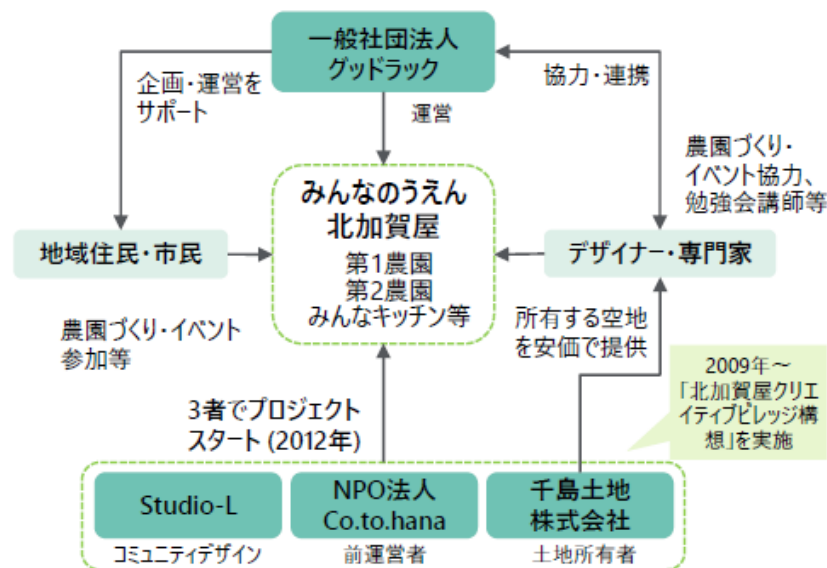
- ・イベント等で人の交流を促進し、地域の人々の意識を変革。子ども食堂など、地域課題に取り組む場として活用。

環境整備

- ・抜群のアクセス性が農活動に関与するハードルを下げていく。「みんなキッチン」などの交流できる場所を用意し、コミュニティ農園としての機能を最大限発揮。

解決に寄与している社会・地域課題		
社会課題	地域が目指す姿	効果
・低未利用地の増加 ・空き地/空き家	世代を超えた地域コミュニティの維持	地域の交流拠点の創出

SCHEME



DATA

実施地域	大阪府大阪市/寝屋川市	実施主体	一般社団法人グッドラック（現在）
開始時期	2012年7月～	実施規模	北加賀谷 650㎡（農園面積）
実施内容	空き家・空き地をコミュニティ農園として活用		
実施効果	街のリブランディング、地域の絆醸成		

出所： <https://minnanouen.jp/>、<https://chishima-foundation.com/>、https://greenz.jp/2020/05/27/goodluck_minnanouen/、<https://www.mlit.go.jp/common/001226669.pdf>、https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/30755/00000000/301121_cotohana.pdf、https://www.homes.co.jp/cont/press/reform/reform_01073/、<https://www.mlit.go.jp/common/001295699.pdf>